

第2次四万十町 総合振興計画

2017

平成 29 年度



2026

平成 38 年度

～ 山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町 ～



ごあいさつ

平成 18 年 3 月の町村合併から 10 年、新たなまちづくりの指針として「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をまちの将来像とする第 1 次四万十町総合振興計画を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

平成 23 年 4 月には、住民自治に基づく自治体運営の基本ルールとして「四万十町まちづくり基本条例」を施行し、平成 28 年 3 月には「合併 10 周年記念式典」を挙行いたしました。

町村合併という大転換期を乗り越え、自治体としての総合力は、この 10 年でより高まったものと確信しております。

一方、人口減少社会の到来、少子高齢化が進行する中、国においては地方創生に向けた取り組みが推進され、自治体には、将来にわたって持続可能な行財政運営と活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

こうした社会情勢の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的な町政運営を行っていくため、このたび「第 2 次四万十町総合振興計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を 10 年間のまちづくりの指針として、基本方針に掲げた「挑戦し続ける産業づくり」、「生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」、「日本が誇る四万十川流域の環境づくり」に取り組み、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」を町民の皆さまと一緒につくってまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、住民意向調査・意見公募手続等での貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました町民の皆さまに心より感謝を申し上げます。



平成 29 年 3 月

四万十町長 中尾 博憲

I 序論 1

1.計画の概要 -----	2
1-1.計画策定の趣旨-----	2
1-2.計画の位置付け-----	2
1-3.計画の構成と期間 -----	3
2.四万十町の特性 -----	4
2-1.位置・地勢 -----	4
2-2.歴史 -----	4
2-3.人口 -----	5
2-4.産業 -----	6
2-5.交通 -----	8
2-6.財政 -----	9
2-7.住民意向 -----	10
3.社会潮流とまちづくりの課題-----	11
3-1.社会潮流 -----	11
3-2.まちづくりの課題 -----	14

II 基本構想 17

1.まちの将来像とまちづくりの基本方針-----	18
1-1.まちの将来像 -----	18
1-2.まちづくりの基本方針と政策目標 -----	19
2.人口の将来展望 -----	20

III 基本計画 21

1.基本計画の施策体系 -----	22
2.分野別施策の構成 -----	23
3.分野別施策 -----	25
基本方針 1.挑戦し続ける産業づくり -----	25
1.特色ある農林水産業を生かすまち -----	26
(1) 農畜産業の振興 -----	26
(2) 林業・水産業の振興 -----	28
2.新たな地域ブランドで活力あるまち -----	30
(3) 多様な産業の展開 -----	30
(4) 雇用の促進 -----	32

3.本物のおもてなしがあるまち -----	34
(5) 商工業の振興 -----	34
(6) 交流の促進 -----	36
基本方針 2.生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり -----	39
4.まちの将来を担う人を育むまち -----	40
(7) 子どもを産み育てる環境の充実 -----	40
(8) 教育環境の充実 -----	42
(9) 現在と未来を担う人材育成の推進 -----	44
5.生きがい・誇りを持てるまち -----	46
(10) 住民主体の地域づくりの推進 -----	46
(11) 人権尊重の推進 -----	48
(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進 -----	50
6.元気で安心して暮らせるまち -----	52
(13) 保健・医療環境の充実 -----	52
(14) 高齢者福祉の充実 -----	54
(15) 障がい福祉の充実 -----	56
基本方針 3.日本が誇る四万十川流域の環境づくり -----	59
7.広大な自然環境と共生するまち -----	60
(16) 自然環境の保全 -----	60
(17) 低炭素・循環型社会の推進 -----	62
8.安全で快適な暮らしができるまち -----	64
(18) まち・くらしの基盤整備の推進 -----	64
(19) 安全・安心の確保 -----	68
行財政運営の方針 -----	70
(1) 協働によるまちづくりの推進 -----	70
(2) 経営的な視点に立った行財政運営 -----	72

参考資料

75

1.四万十町総合振興計画審議会条例 -----	76
2.四万十町総合振興計画審議会委員名簿 -----	77
3.第2次四万十町総合振興計画の策定経緯 -----	78
4.答申書 -----	79
5.用語解説 -----	80

I 序論

町の花 エンコウツツジ (キシツツジ)



1. 計画の概要

1-1. 計画策定の趣旨

2006（平成 18）年 3 月 20 日の町村合併により誕生した本町は、新たなまちづくりの指針として「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をまちの将来像とする「四万十町総合振興計画」を策定してまちづくりを推進してきました。

この間、わが国においては、本格的な人口減少社会の到来、急速な少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、大規模地震や局地的な豪雨による土砂災害等の自然災害の多発化など、社会経済情勢や自然環境が大きく変化しています。

また、地方分権社会の進展にともない、町の責任と役割は一層高まっており、社会経済情勢や町民ニーズの変化を的確に把握しながら、町民と行政がまちの課題や将来像を共有し、協力してまちづくりに取り組むとともに、行政がこれまで取り組んできた施策や事業については、その効果を検証することによって、より効果的でバランスのとれた行財政運営に取り組むことが求められています。

このため、2016（平成 28）年度の計画期間の満了にあわせて、2017（平成 29）年度以降における本町のまちづくりの方向性を明らかにし、その着実な実現を総合的かつ計画的に進める長期的な指針として、「第 2 次四万十町総合振興計画」を策定します。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、「四万十町まちづくり基本条例」の第 18 条を根拠として策定するものであり、町の政策を定める最上位の計画として位置付けます。

1-3. 計画の構成と期間

「四万十町総合振興計画」は、基本構想・基本計画の2つの柱で構成され、本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、その実現のための基本方針を定めたものです。なお、行政が主体となって実施する個別事業の実施方針を示す実施計画は別に策定します。

(1) 基本構想

本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、まちづくりの基本方針、人口の将来展望を示します。計画期間は、2017（平成29）年度から2026（平成38）年度の10年間とします。

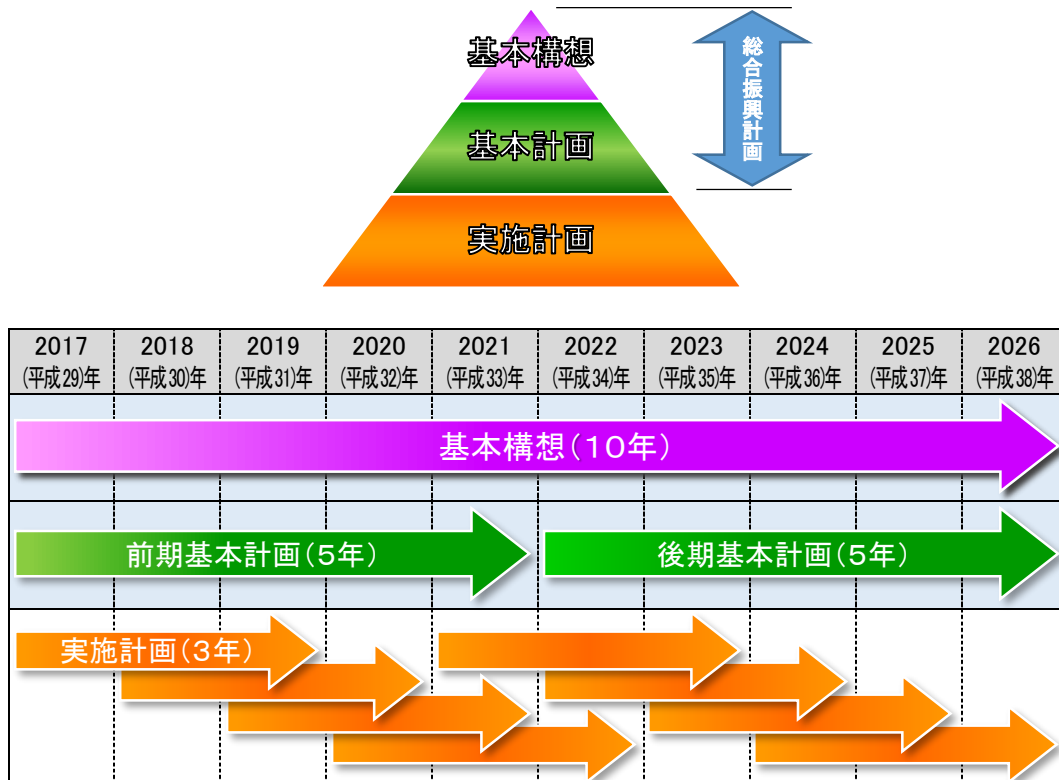
(2) 基本計画

基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、分野別に取り組んでいく施策を体系的に位置付けます。計画期間は、行政事情の変化等を踏まえて5年後に見直しを行うため、前期と後期の各5年間とします。

(3) 実施計画

基本計画で体系化した各分野の施策を推進していくため、行政が主体となって実施する具体的な個別事業の実施方針を示します。計画期間は、毎年度見直しを行うローリング方式*により、向こう3か年分を毎年度、別に策定します。

〔構成と期間のイメージ〕



2. 四万十町の特性

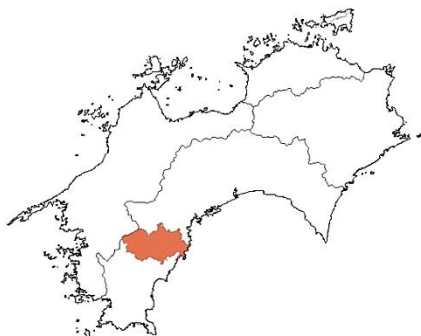
2-1. 位置・地勢

本町の位置は、高知県の西部を東から西へ流れる四万十川の中流域にあり、東南部は土佐湾に面しています。町域は東西 43.7km、南北 26.5km、総面積 642.3km²であり、そのうち林野が約 87%を占めています。

集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いにありますが、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。

四万十町東部に位置する窪川地域は、標高 230m の高南台地にあり、約 2,000ha の農地が広がっています。

窪川地域から四万十川沿いの下流部に位置する四万十町中部の大正地域、西部の十和地域は、面積のほとんどを山林が占めており、平地は四万十川と梶原川沿いに点在しています。



2-2. 歴史

旧窪川町は、古くから仁井田郷と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行により、窪川、仁井田、松葉川、東又、与津（後に興津）の各村となった後、窪川村は 1926（大正 15）年に町制を施行、1955（昭和 30）年に窪川町と仁井田、松葉川、東又、興津の 4 村の合併により窪川町となりました。

旧大正町と旧十和村は、古くは上山郷と呼ばれ、藩政時代末期に上分と下分に分割されました。

旧大正町は、田野々、大奈路など 18 村で上山郷上分と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行で東上山村となり、1914（大正 3）年には大正村に改称、1947（昭和 22）年から町制を施行しました。

旧十和村は、1957（昭和 32）年に十川村と昭和村の合併により誕生しました。

旧十川村は、大野、川口など 7 村で十川郷と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行で十川村となり、旧昭和村は、明治以前から上山郷下分と呼ばれていましたが、同じく町村制施行で黒川、浦越など 11 村が西上山村に、西上山村はさらに 1928（昭和 3）年に昭和村へと改称しました。

以後、四万十川の豊かな自然環境のもと、それぞれの住民が一体となって、旧町村の発展に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化にともない、1999（平成 11）年から、国による全国的な市町村合併が推進されました。

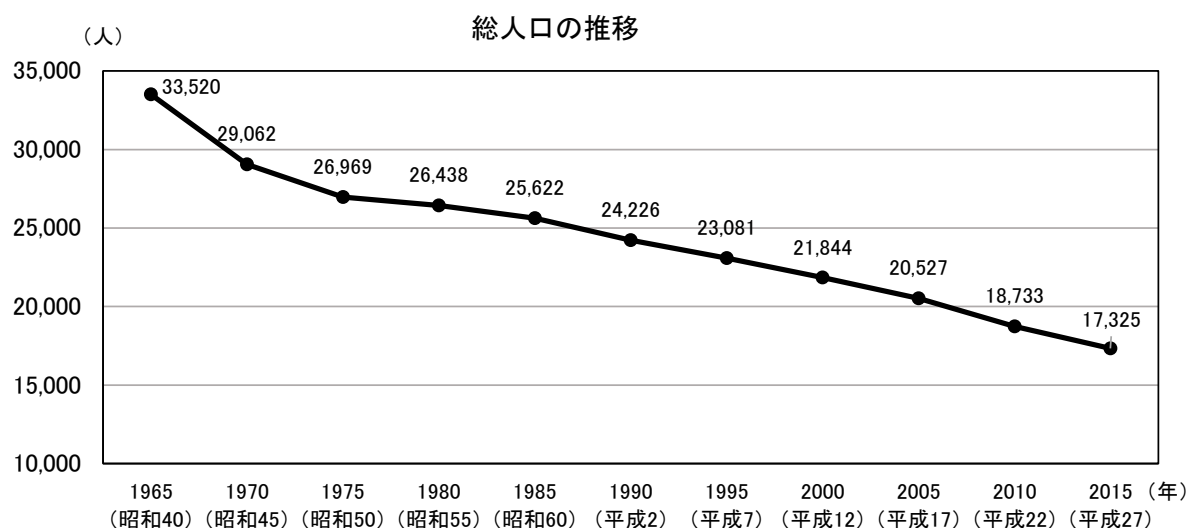
2002（平成 14）年 4 月以後、窪川町、大正町、十和村のほか、近隣の大野見村や西土佐村も含めた合併協議への調整が行われましたが、最終的には 2004（平成 16）年 1 月に設置された窪川町・大正町・十和村合併協議会による協議結果をもって、2005（平成 17）年 2 月にそれぞれの町村長が合併協定に調印し、同年 2 月 10 日、3 町村の議会臨時会で町村の廃置分合などの合併関連議案が議決されました。

その後、県や国の手続きを経て 3 町村の廃置分合が決定され、2006（平成 18）年 3 月 20 日、四万十町として新たな歴史が始まりました。

2-3. 人口

(1) 総人口

本町の国勢調査人口は、1955（昭和 30）年の 41,912 人をピークに減少を続けており、2015（平成 27）年には 17,325 人となっています。

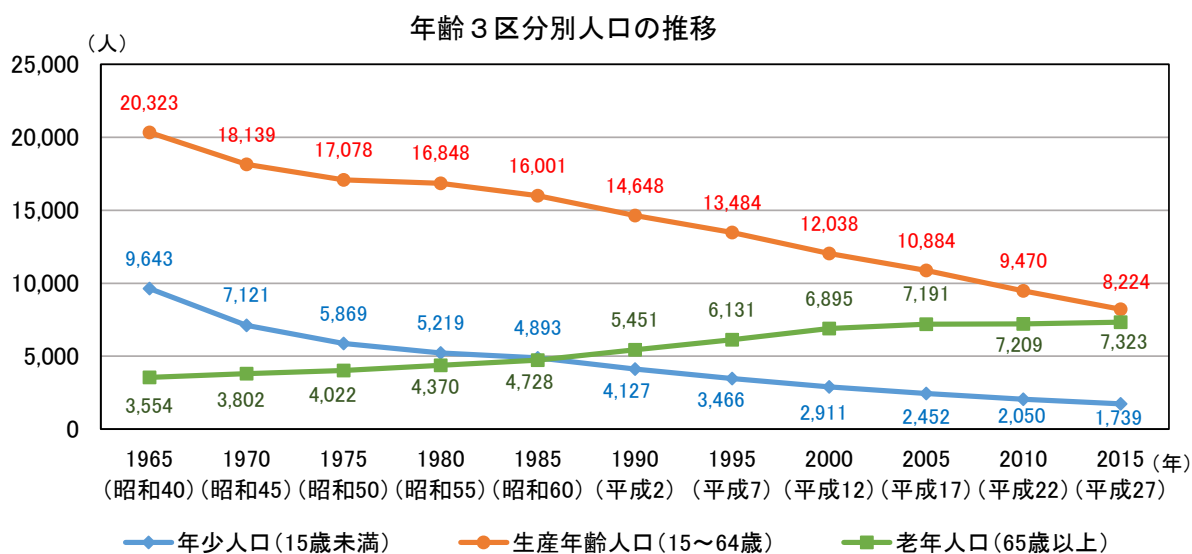


出典: 国勢調査

(2) 年齢3区分別人口

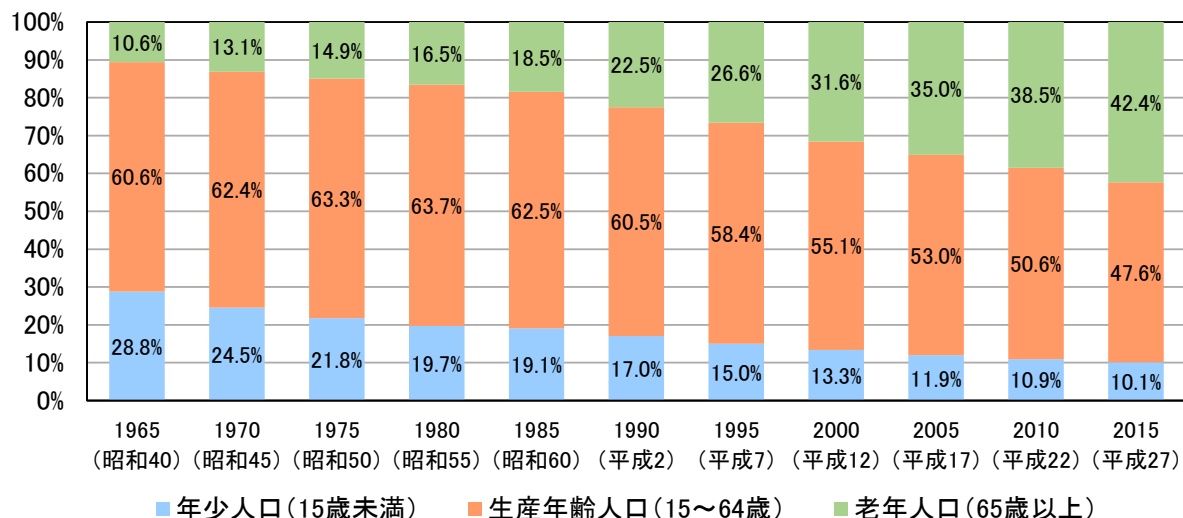
年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）はともに現在まで減少が続いています。老年人口（65歳以上）については、平均寿命の延伸もあって緩やかに増加を続け、1990（平成2）年には年少人口を上回りました。

年齢3区分別人口構成比率をみると、老年人口（65歳以上）比率は年々増加しており、2015（平成27）年には42.4%となっています。



出典: 国勢調査

年齢3区分別 人口構成比率



※比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：国勢調査

2-4. 産業

(1) 産業別就業者数

本町の就業者数は年々減少しており、特に第二次産業就業者数の減少が顕著です。

2010（平成22）年の国勢調査によると産業別就業者数（15歳以上）は、第一次産業が2,922人（31.7%）、第二次産業が1,599人（17.4%）、第三次産業が4,646人（50.5%）となっており、第一次産業の占める割合が全国平均4.2%、高知県平均12.1%と比べて高いのが特徴です。

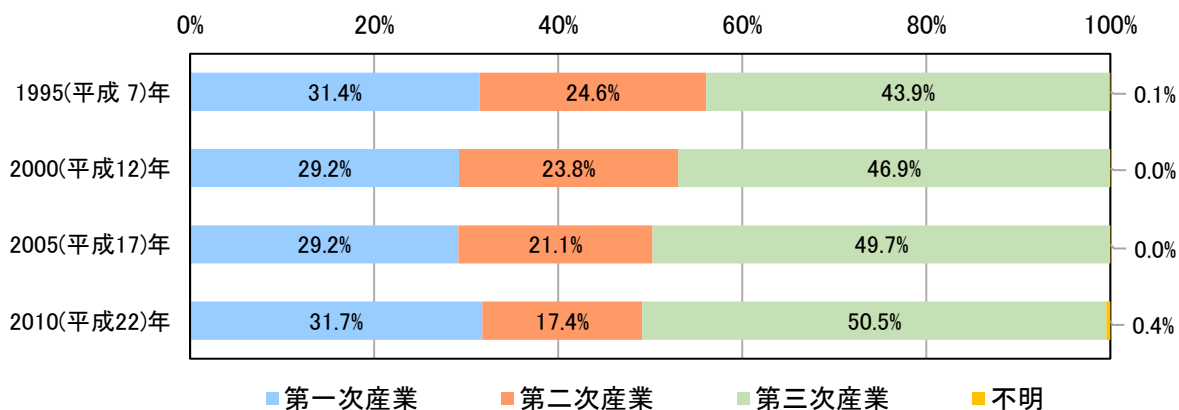
産業別就業者数の推移

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	不明	合計
1995(平成7)年	3,898	3,056	5,438	10	12,402
2000(平成12)年	3,256	2,652	5,229	5	11,142
2005(平成17)年	2,959	2,142	5,046	4	10,151
2010(平成22)年	2,922	1,599	4,646	40	9,207

単位：人

出典：国勢調査、農林業センサス

産業別就業者数の割合



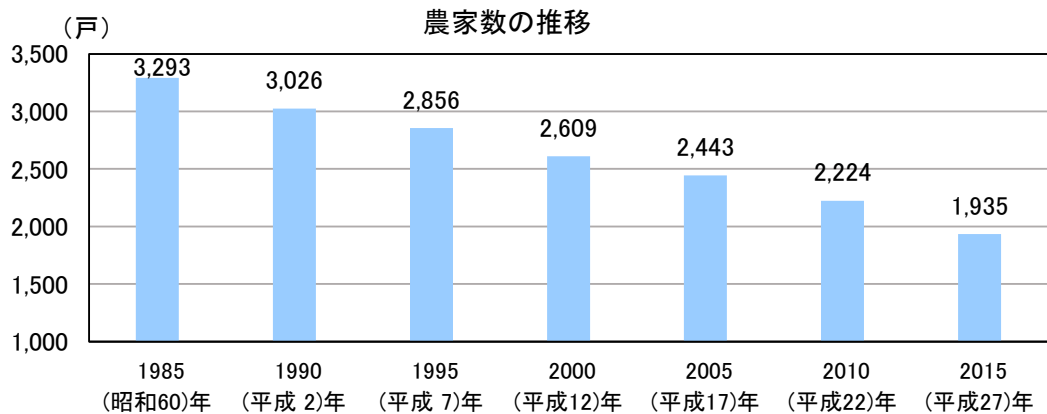
出典：国勢調査、農林業センサス

(2) 農業及び林業

本町の2015（平成27）年の世帯数は7,454世帯、うち農家は1,935世帯で26.0%となっています。経営耕地面積は1,904haで、うち田が1,675haと約9割を占めていることから主な作物は水稻となっています。

本町の2015（平成27）年の森林面積は55,826haで、町の総面積の86.9%を占めています。所有形態別にみると、国有林が24.4%、独立行政法人*等が3.0%、公有林（高知県、町等）が5.6%、私有林が54.0%となっています。

各地域で多少の産業構造の違いはありますが、いずれも小規模経営が多くなっており、特に林野率の高い大正地域及び十和地域においては、零細な農林複合経営*が中心です。



出典：農林業センサス

森林面積

単位：ha、%

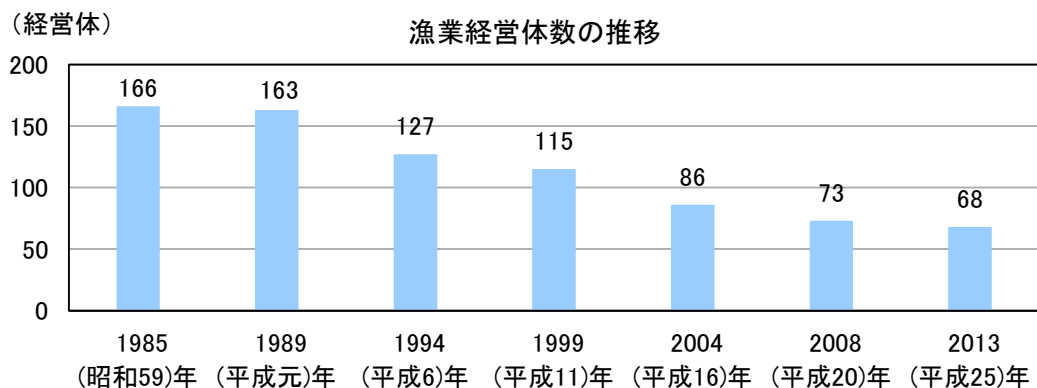
	現況森林 面積合計	国有林	民有林			
			計	独立法人等	公有林	私有林
実数	55,826	15,645	40,181	1,938	3,574	34,669
割合	86.9%	24.4%	62.4%	3.0%	5.6%	54.0%

出典：2015（平成27）年農林業センサス

(3) 水産業

本町の海面漁業*は、中型まき網*、刺網*、一本釣り漁業などを中心とした沿岸漁業により、シイラ、イセエビ等が水揚げされています。しかし、1980年代後半からの日本近海における水産資源の減少など、全国的な沖合・沿岸漁業を取り巻く環境の変化により、本町においても漁獲量が減少し、漁業経営体数も減少しています。

内水面漁業*では、四万十川流域でアユ、ウナギ、テナガエビ等が水揚げされています。



出典：漁業センサス

(4) 商工業

本町の 2014（平成 26）年の商業事業所数は 290 事業所、従業者数は 984 人、年間商品販売額は 20,071 百万円となっています。また、従業者数 4 人以上の製造業事業所数は 30 事業所、従業者数は 553 人、製造品出荷額は 76,806 百万円となっています。

商業事業所数、従業者数、年間商品販売額

単位：事業所、人、百万円

	合計			卸売			小売		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
2004(平成 16)年	420	1,515	23,092	35	140	4,681	385	1,375	18,410
2007(平成 19)年	392	1,470	22,114	37	163	4,165	355	1,307	17,949
2012(平成 24)年	277	1,072	16,190	30	132	3,123	247	940	13,067
2014(平成 26)年	290	984	20,071	35	119	3,502	255	865	16,569

出典：高知県統計課「商業統計調査」「経済センサス活動調査(H24)」

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額

単位：事業所、人、百万円

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
2009(平成 21)年	42	564	70,479
2010(平成 22)年	38	593	76,138
2011(平成 23)年	31	501	86,550
2012(平成 24)年	38	543	67,585
2013(平成 25)年	33	580	74,456
2014(平成 26)年	30	553	76,806

出典：高知県統計課「工業統計調査」

2-5. 交通

本町の交通網は、鉄道では、JR 土讃線が南北に走り、影野、六反地、仁井田、窪川の 4 駅が設置されています。また、JR 予土線が東西に走り、家地川、打井川、土佐大正、土佐昭和、十川の 5 駅が設置されています。JR 土讃線窪川駅と JR 予土線家地川駅をつなぐ形で土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が走っており、窪川、若井の 2 駅が設置されています。

本町的主要な道路としては、一般国道 56 号、同 381 号、同 439 号及び主要地方道窪川船戸線、同興津窪川線、同大方大正線が走っており、町の幹線道路としての役割を担っています。また、高知自動車道は四万十町中央 IC まで開通しており、今後四万十 IC まで延伸が予定されています。



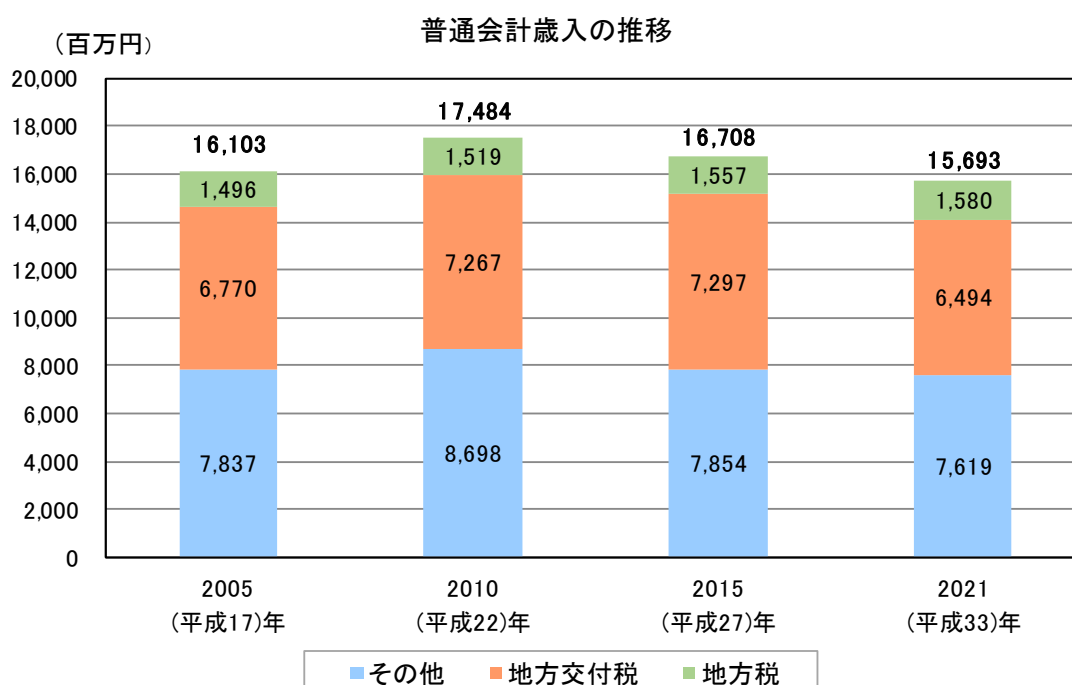
2-6. 財政

本町では、2006（平成 18）年以降、合併にともなう一体性の確立や均衡ある発展に向けたまちづくりを推進するため、合併支援制度を活用した事業などの影響により歳入・歳出とも増加傾向にありました。

2016（平成 28）年以降、歳入の大きな部分を占める地方交付税については、合併支援の段階的な縮減がはじまり、さらには人口減少にともなう大幅な減額が予想されます。

生産年齢人口の減少による町民税などの自主財源*が減少する一方、高齢化の進行による社会保障費*等の増加も懸念され、一人あたりの行政コスト*も増大することが予想されます。

人口減少は、町の財政面にも大きな影響を与えることとなるため、将来を見据えた行財政改革のさらなる推進が望まれます。

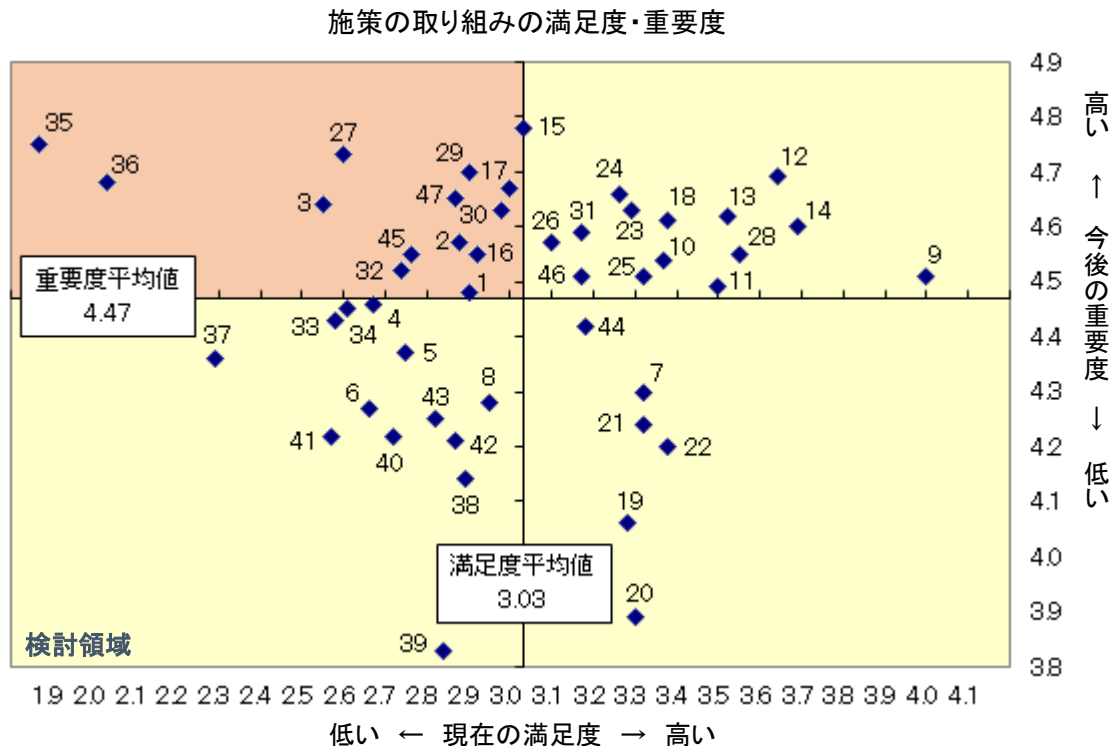


出典：四万十町第2次中期財政計画（前期5か年）

2015（平成 27）年までは実績、2021（平成 33）年は財政見通し

2-7. 住民意向

2015（平成 27）年度に実施した住民意向調査では、これまでの四万十町のまちづくりに関する各分野の施策から、47 の項目について、現在の「満足度」と今後の「重要度」の評価をいただきました。その結果、「重要度」が高く、「満足度」が低い、今後の取り組みを強化していくべき項目として、「地域における雇用の確保」、「産業の担い手の育成・確保」、「地域医療体制の充実」、「河川環境の保全」の 4 項目が特化しています。



施策の項目名（色付きは強化領域に該当）

1. 森林の保全	25. 子育て相談サービスの充実
2. 農村環境の保全	26. 職場における育児休業制度などの充実
3. 河川環境の保全	27. 地域医療体制の充実
4. 環境負荷の少ない自然エネルギーの利活用	28. 健康診断等の保健サービスの充実
5. 道路等の整備	29. 高齢者福祉・介護の充実
6. 公共交通の整備	30. 障がい者福祉の充実
7. 情報・通信網の整備	31. 支え合う地域づくりの推進
8. 住宅環境の整備	32. 農林水産業の振興
9. 安全な水道水の供給	33. 商工業・観光産業の振興
10. 生活排水・し尿の適正処理	34. 地域資源を活用したもののづくり
11. ごみの減量化やリサイクル	35. 地域における雇用の確保
12. 消防・救急体制の強化	36. 産業の担い手の育成・確保
13. 防災体制の強化と自主防災組織*の充実	37. 起業や規模拡大への支援制度の充実
14. 事故や犯罪のない地域づくり	38. 男女共同参画社会の実現
15. 地震・津波・豪雨等の災害防止対策	39. 都市住民等との交流機会の拡充
16. 学力の向上を目指した学校教育	40. 移住・定住の促進
17. 豊かな心と身体を育む教育の推進	41. 地域リーダーの育成
18. 安全な学校環境の整備	42. 地域自治活動の活性化
19. 多様な生涯学習活動の推進	43. 協働のまちづくりの推進
20. スポーツ・レクリエーション活動の推進	44. 行政情報の公開の推進
21. 地域の祭りや郷土文化の継承	45. 効率的で健全な行財政運営の推進
22. 史跡や文化財の保護	46. 窓口対応などの行政サービス
23. 保育サービスの充実	47. 信頼される行政職員の育成
24. 医療費助成等の経済的支援の充実	

3. 社会潮流とまちづくりの課題

3-1. 社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

少子高齢化の一層の進行により、わが国の総人口は長期にわたって減少が続く見通しとなっています。

2010（平成 22）年の時点で、高齢化率は既に 20%を超え、このままであれば 2050（平成 62）年には 40%弱にまで達するとの推計もあり、世界の主要国が未だかつて経験したことのない超高齢社会*を迎えようとしています。

少子高齢化の進行は、労働力人口の減少にともなう産業生産力の低下を招くとともに、医療・介護負担の増加、年金制度などの社会保障制度への不安をもたらし、人々の暮らしや地域社会に与える影響が懸念されます。

こうした人口減少・少子高齢化においては、健康を保ち、高齢者が生きがいを持ち続けながら地域社会で活躍するとともに、少子化対策として子どもを安心して産み、育てやすい環境づくりが強く求められています。

(2) 地方創生*の推進

本格的な人口減少社会の到来を背景に、わが国では、2014（平成 26）年 12 月、2060（平成 72）年に 1 億人程度の人口確保を目指すことを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その実現に向けた取り組みを示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略*」が閣議決定されるなど、地方創生に向けた動きが急速に進んでいます。

各自治体においても、東京圏への一極集中の脱却に向けて、地域の個性と魅力を生かし、地方における安定した雇用の確保や、地方への新たな人の流れの創出、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりなどを主眼とした取り組みが活発化しています。

今後は、国と地方、そして官民が一体となり、地方創生の取り組みを積極的かつ着実に推し進めていくことにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことが極めて重要となっています。

本町においても、2015（平成 27）年 11 月に「四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、特に雇用の創出や定住人口の増加、若い世代への支援、安全・安心な暮らしなどに向けた地方創生の取り組みが求められています。



成人式

（３） 地域産業を取り巻く環境の変化

本町では、第一次産業が主要産業となっていますが、高齢化により就業者が減少し、その結果、耕作放棄地*や荒廃した山林が増加しています。また、山林の管理においても猟師の減少等により鳥獣が増加し、農作物の鳥獣被害が増加する傾向となっています。

地形的に見ると、山間部、台地部、海岸部の多様な自然環境の中、農業・林業・水産業を基幹とした多様な伝統文化や、暮らしの知恵・技などに結びついていることから、これらの多様性を生かした地域産業の活性化が求められています。

また、訪日外国人旅行者数は、観光ビザ発給要件の緩和等を背景に、2016（平成 28）年には前年比 21.7%増の 2,403 万人となり、4 年連続で過去最高を更新しています。

その 8 割近くを占めるアジアからの旅行者は、訪日観光における消費に対する期待が高く、2016（平成 28）年の旅行消費額(速報値)は 3 兆 7,476 億円となっています。

このような動向は今後も続くと考えられ、訪日観光客の受入環境の整備や、魅力ある観光地づくりをこれまで以上に推進していくことが求められています。

（４） 安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災のような巨大地震のみならず、近年では、台風や局地的な大雨による水害や土砂災害によっても、甚大な被害がもたらされています。

本町では、南海トラフ地震*など大規模な災害の発生による被害が懸念されており、防災意識の啓発と自主防災組織の育成など、地域社会が連携した防災のまちづくりが求められています。

また、近年は高齢者等を狙った犯罪も発生しており、地域と連携した見守り体制の充実や防犯対策の強化が求められています。

（５） 深刻化する地球環境・資源エネルギー問題

20 世紀の社会経済は、先進国において物質的な豊かさをもたらしましたが、温室効果ガス*の大量排出による地球温暖化*や、大量生産・大量消費による地球資源の枯渇などの地球環境問題をも生み出し、それらへの対応は、国際的な課題として今後ますます大きなものとなってきます。

また、これらの問題は人々の日常生活や事業者の活動などとも深く関わっていることから、地域レベルでの取り組みの強化も一層大きな課題となります。

本町は、清流四万十川の中流域に位置し、その背後に豊かな森林資源を持ったまちであることから、森林を活用した再生可能エネルギー*等の創出・普及の促進が求められています。

また、これらの自然環境を守り、活用しながら持続可能な循環型社会の構築に向けて、行政のみならず町民一人ひとりがその当事者として、地球環境問題の解決を強く意識し、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止や廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進に取り組むことが求められています。

（６）高度情報化のさらなる進展

情報通信技術の飛躍的な進歩により、社会全般にわたって情報の高度化が急速に進展し、国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく様変わりしています。

産業・経済面では、産業構造の高度化や市場のグローバル化が進み、情報の重要性がますます高まっており、情報通信基盤の普及・発展にともない情報交流や商取引が拡大しつつあります。

日常の生活面では、防災や防犯、交通、医療・介護など、生活に関わる様々な分野において高度な通信技術を活用した技術開発が進んでおり、身近な生活での利便性の向上が図られています。

一方、情報化の進展にともない個人情報の流出やプライバシー侵害など、情報化社会特有の問題も生じており、誰もが情報ネットワークを利用できるようにするための配慮とともに、これらの問題に対応するための新たなルールや制度の確立が求められています。

（７）住民・行政のパートナーシップ

地域主権時代の本格的な到来の中で、行政をはじめ、町民・事業者などの地域で多様な活動を行う主体が価値観を共有し、支え合い、地域課題に対応することが求められています。

今後はこの視点に基づき、行政が地域課題に対して責任を持ち、主体的に公的な活動を行うこと（公助）を大きな前提としつつ、個人や地域で活動する団体等ができることは各々が行い（自助）、できないことを周りの人々や団体等の協力や協働により行う（共助）という協力体制を構築し、まちづくりを進めることが重要となります。



集落活動センター「こだま」

3-2. まちづくりの課題

(1) 町の主要産業の魅力化・生産性の向上

本町は、総面積の 8 割強を森林が占め、第一次産業が主要産業であることから、これら地域の特性を生かした雇用の創出が重要です。

住民意向調査では、産業の活性化に関する満足度はいずれも低く、「農林水産業の振興」は約 7 割が取り組むべき施策として重要度が高いと回答しています。

このため、農林水産業の魅力化や生産性の向上により産業の活性化を進めていくことが必要です。

(2) 若い世代が安心して暮らすことのできる魅力ある環境づくり

少子高齢化・人口減少が進行する中で、特に就職や進学時における若い世代の人口流出が本町の人口減少の要因の一つであることから、若い世代が暮らしたいと思えるまちを実現していくことが重要です。

住民意向調査では、「医療費助成等の経済的支援の充実」は満足度が高くなっており、重要度も高くなっています。

子育て世代が安心して暮らせるよう、産婦人科や小児科等の充実、子育て支援の充実に加え、民間企業等と連携し、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の推進に取り組み、働きながら子育てができる環境を整えていくことが求められています。

また、地域における雇用の受け皿づくりや公共交通等の利便性の向上、住宅の整備等により、若い世代が暮らしやすい魅力ある環境を整えていくことが必要です。

(3) 郷土愛を育み、未来の四万十町を担う人材の育成

本町は、特色ある自然と歴史・文化が多彩な四万十川流域の自然環境に基礎をおき、人と人とのつながりや心の豊かさを大切にし、人と自然が共生するまちづくりを進めてきました。

住民意向調査では、「子どもたちに人へのやさしさ、思いやりが備わっている」「世代を超えた交流があり、地域社会みんなで子どもたちの成長を見守っている」「町民が分け隔てなく思いやり、お互いに尊重し合える社会が浸透している」ことが人材育成には必要であるとの回答が多くなっています。

このため、今後のまちづくりにおいても、これまでの取り組みをさらに推進し、子どもたちの郷土愛を育み、大人になっても、四万十町に住みたいと思ってもらうとともに、未来の四万十町を担う創造力のある人材の育成を行うことが必要です。

（４） 清流四万十川のまちとしての美しい自然環境の創造

地球規模の環境問題が一層深刻化する中で、ごみ問題や地球温暖化に対する町民意識が高まってきています。

住民意識調査では、「河川環境の保全」「農村環境の保全」「環境負荷の少ない自然エネルギーの利活用」の満足度はいずれも低く、重要度が高くなっています。

このような中で、日常生活や社会経済活動が地球規模の環境問題に大きく関わっていることや、日頃の小さな取り組みの積み重ねが大きな問題の解決にもつながることを、町民一人ひとりが強く意識し、環境に配慮した行動を主体的に実践する「持続的循環型のまちづくり」の構築を進めていくことが必要です。

（５） 安全・安心の確保

本町の老年人口割合は 2010（平成 22）年で 38.5%ですが、10 年後の 2020（平成 32）年には 47.0%に達するものと予測され、概ね 2 人に 1 人が 65 歳以上の超高齢社会が現実のものとなります。

本町は山あいのまちであることから、土砂災害警戒区域や特別警戒区域*が多くの箇所に指定されており、近年では、2014（平成 26）年の台風 11 号、12 号で道路、河川、農地等が大きな被害に見舞われるなど、安全・安心なまちづくりの重要性が年々高まっています。

住民意識調査においても、「地震・津波・豪雨等の災害防止対策」「消防・救急体制の強化」に対する満足度が低く重要度が高くなっていることから、災害対策の強化が求められています。

また、「地域医療体制の充実」「高齢者福祉・介護の充実」においても、満足度が低く重要度が高くなっています。

このため、誰もが安心して元気に暮らせる保健・医療・福祉体制の充実をはじめ、今後も町民の生命や財産を守る防災・防犯対策、交通安全対策に努めるなど、安全・安心な町民生活を確保することが必要です。



津波避難タワー（興津）

Ⅱ 基本構想

町の鳥 ヤイロチョウ



1. まちの将来像とまちづくりの基本方針

1-1. まちの将来像

私たちの四万十町は、広大な行政区域を有し、日本最後の清流といわれる四万十川の中流域を中心に、太平洋を臨む海岸部から四国山脈に至る変化に富んだ地形と多彩な文化や歴史を併せ持つ自然豊かなまちです。

私たちは、物質的な豊かさを求めすぎたこれまでの価値観や生活を見直し、私たちの今と未来のために、広大な森林や農地、太平洋と四万十川などの自然と共生し、先人から受け継いできた文化や歴史、自然環境を次世代に守り伝えていかなければなりません。

そのためには、様々な社会環境の変化にも適応しながら、すべての町民が心豊かに、元気でいきいきと支え合いながら暮らしていくことが重要です。

さらに、現在の町民だけでなく、未来の町民や他のまちで暮らす人々にとっても、魅力ある四万十町でありつづけることができるよう、まちづくりを進めていきます。

【まちの将来像】

山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町



1-2. まちづくりの基本方針と政策目標

本町の現状や課題等を踏まえ、まちの将来像を実現していくための方針を3つの視点からまとめ、それぞれの基本方針に基づく政策目標の実現に向けたまちづくりを推進します。また、各分野の施策を展開していくうえでの2つの行財政運営の方針を定めます。

基本方針1 挑戦し続ける産業づくり

～活力ある産業が育つまちづくり～

人口流出に歯止めをかけるため、地域の自然や歴史・文化を核とした地域資源を活用しながら、産業振興や交流人口の拡大、雇用の場の創出につなげ、多様な世代でにぎわいのあるまちづくりを推進します。

- 【政策目標】
1. 特色ある農林水産業を生かすまち
 2. 新たな地域ブランドで活力あるまち
 3. 本物のおもてなしがあるまち

基本方針2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり

～誰もがいつまでも健やかに暮らせるまちづくり～

子どもを産み育てる環境と教育の充実をはじめ、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動にふれあう環境を整えることで、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、活動を通じた人と人のつながりから、郷土愛に満ちた人づくりを推進します。住民の健康を守るため、保健・医療体制の充実を図ります。

- 【政策目標】
4. まちの将来を担う人を育むまち
 5. 生きがい・誇りを持てるまち
 6. 元気で安心して暮らせるまち

基本方針3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり

～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～

きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。

暮らしの不安要因を減らし、災害に強い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- 【政策目標】
7. 広大な自然環境と共生するまち
 8. 安全で快適な暮らしができるまち

行財政運営の方針

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 経営的な視点に立った行財政運営

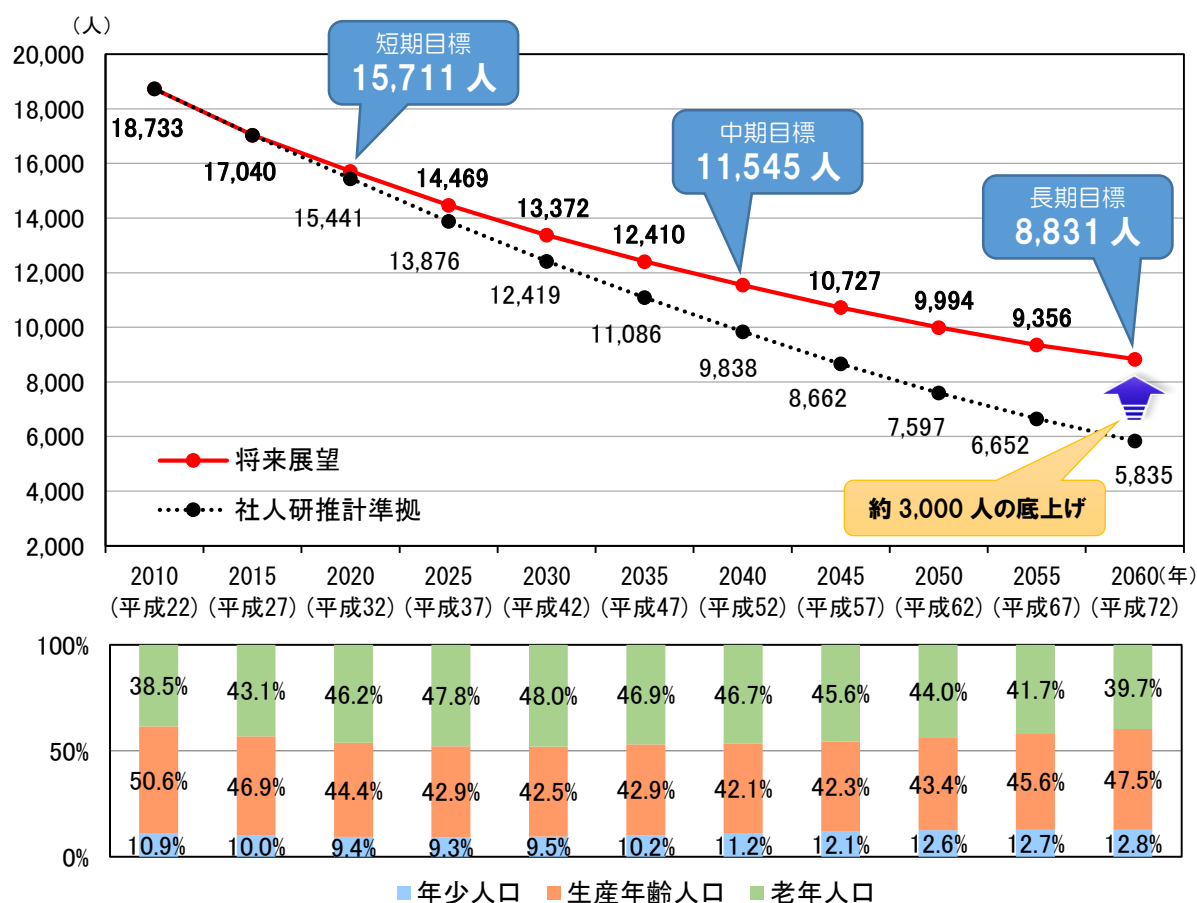
2. 人口の将来展望

本町の将来人口については、人口動向の分析による複数パターンの推計に基づき策定した「四万十町人口ビジョン」の将来展望を目標として定めます。

国勢調査人口をベースとした国立社会保障・人口問題研究所（略称：社人研）の推計方法に準じた推計人口と、本町の目標人口を下記のグラフに示します。

本計画の目標年度である 2026（平成 38）年には、全国的な人口減少傾向が進む中で 14,000 人台を維持することを目標としています。また、四万十町人口ビジョンでは、2060（平成 72）年に約 9,000 人の人口を維持することを目標としています。

四万十町人口ビジョンにおける総人口の将来展望



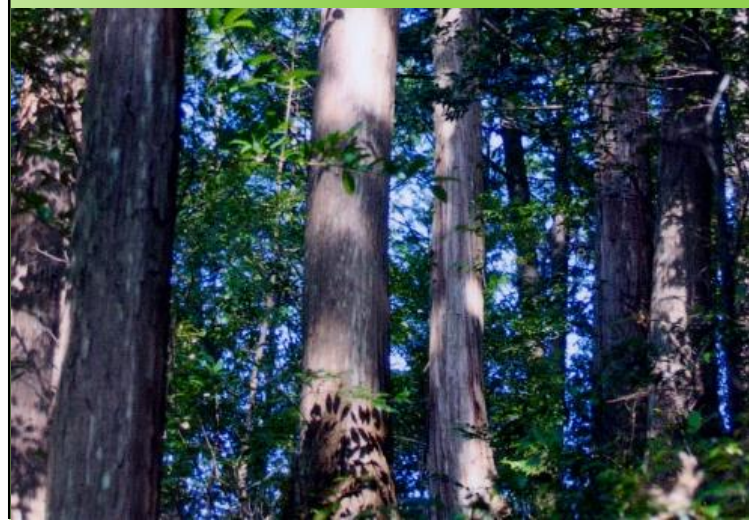
※下段の棒グラフは、将来展望人口における各年の年齢3区分別人口の構成比率を示しています。

【人口の将来展望の設定条件】

- ① 合計特殊出生率*が2040(平成52)年までに2.18に上昇
- ② 若年層の転出超過人口を2030(平成42)年までに3割抑制
- ③ 年間20組(40人)が移住

Ⅲ 基本計画

町の木 シマントヒノキ



1. 基本計画の施策体系

目指すまちの
将来像

基本方針

政策目標

施策目標

山・川・海
自然が
人が元気で
す
四万十町

基本方針 1

挑戦し続ける
産業づくり

1. 特色ある農林水産
業を生かすまち

(1) 農畜産業の振興
(2) 林業・水産業の振興

2. 新たな地域ブラン
ドで活力あるまち

(3) 多様な産業の展開
(4) 雇用の促進

3. 本物のおもてなし
があるまち

(5) 商工業の振興
(6) 交流の促進

基本方針 2

生涯元気で
郷土愛に満ちた
人づくり

4. まちの将来を担う
人を育むまち

(7) 子どもを産み育てる環境
の充実
(8) 教育環境の充実
(9) 現在と未来を担う人材育
成の推進

5. 生きがい・誇りを持
てるまち

(10) 住民主体の地域づくりの
推進
(11) 人権尊重の推進
(12) 芸術文化・生涯学習・ス
ポーツの推進

6. 元気で安心して暮
らせるまち

(13) 保健・医療環境の充実
(14) 高齢者福祉の充実
(15) 障がい福祉の充実

基本方針 3

日本が誇る
四万十川流域の
環境づくり

7. 広大な自然環境と
共生するまち

(16) 自然環境の保全
(17) 低炭素・循環型社会の推
進

8. 安全で快適な暮ら
しができるまち

(18) まち・くらしの基盤整備
の推進
(19) 安全・安心の確保

行財政運営の方針

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 経営的な視点に立った行財政運営

2. 分野別施策の構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、基本方針、政策目標に沿って分野別に取り組む施策を体系的に位置付けています。

特に、2015（平成 27）年 11 月、本町における人口減少や少子高齢化にともなう課題を解決し、若い世代を中心に、町民が将来にわたって安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てを行うことができる地域社会を実現するために策定された「四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた施策については、その実現のため、総合振興計画の政策分野の枠組みにとらわれず、総合振興計画と一体的に取り組むとともに、重点的・集中的に取り組む施策として位置付けます。

また、行財政運営の方針については、これまでの「四万十町行財政改革大綱」に代わるものとして位置付け、総合振興計画の施策として一体的に推進することにより、効率的かつ効果的な自治体経営に取り組みます。

なお、分野別施策を示す施策目標ごとの基本計画ページの構成と見方は次のとおりです。

項目名	説 明
現況・課題	これまでの基本計画を振り返り、町民の意向や社会潮流の変化等を踏まえ、それぞれの分野における現況と課題を記載しています。
方 針	現況と課題を踏まえ、施策目標を実現するために行う取り組みの基本的な方向性を記載しています。
指 標	施策目標の実現に向けた取り組みの達成度をあらわす客観的な項目と数値を記載しています。
施 策	方針をより具体化し、施策目標を実現するためにどのような手段で取り組んでいくのかを記載しています。
主な個別計画	施策目標の実現に向けた取り組みに関して、基本計画とは別に個別計画を策定している場合、その主な計画の名称を記載しています。 なお、個別計画とは、各行政分野の取り組みを着実に推進していくため、それぞれの分野の実情に応じて、より具体的な内容を記載した計画や方針、指針等をいいます。

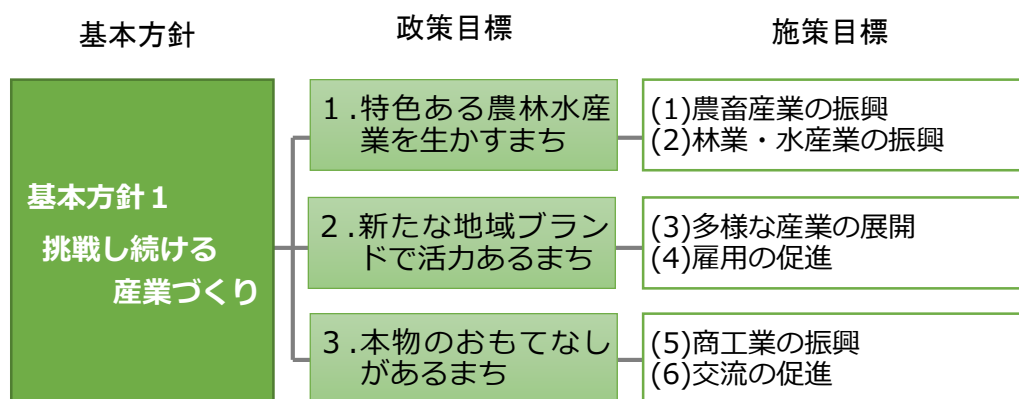
3. 分野別施策

基本方針1 挑戦し続ける産業づくり

～活力ある産業が育つまちづくり～

人口流出に歯止めをかけるため、地域の自然や歴史・文化を核とした地域資源を活用しながら、産業の振興や交流人口の拡大、雇用の場の創出につなげ、多様な世代でにぎわいのあるまちづくりを推進します。

【施策体系】



政策目標 1. 特色ある農林水産業を生かすまち

施策目標(1) 農畜産業の振興

【現況・課題】

<農業>

本町は、多様な地形条件や農業環境の中、それぞれの地域特性を生かした土地利用型作物*を主体とする農業生産が盛んですが、経営の安定化のため、施設園芸を導入した複合型農業も多く展開されています。

代表的な農作物としては、水稻をはじめ、ショウガ、シシトウ、ナバナなどの露地野菜、ミョウガ、ニラ、花きなどの施設園芸作物、ユズ、ナシ、クリなどの果樹、茶などがあります。

2016（平成 28）年には先端技術を導入した次世代施設園芸団地*が整備され、トマト生産による農業の強化と新たな地域雇用が期待されています。

農業者の高齢化や担い手不足により、集落機能の低下や農地の荒廃が進んでおり、新規就農者の確保や集落営農組織*の体制強化が求められているとともに、農業用水路などの生産基盤の整備も必要となっています。

地域の担い手へ農地の集約を進めていますが、山間地や担い手が不足している地域での農地活用も重要であるため、細やかな支援策に取り組む必要があります。

地球温暖化の防止や清流四万十川を保全するため、資源循環型、環境保全型農業*の推進が必要です。

<畜産業>

本町は、県下有数の畜産地域として、酪農、肉用牛経営、養豚、養鶏が盛んであり、耕畜連携した資源循環型農業*の取り組みや飼料用米、稲WCS（稲発酵粗飼料）*の作付面積の拡大を推進しています。

しかし、今後のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の進展による影響をはじめ、畜産物の価格変動や飼料価格の高騰、施設の老朽化などが課題となっており、施設の更新、生産体制の強化が必要となっています。

【方針】

- ◆ 生産基盤の整備による農作業の省力化、耕作放棄地の防止に努めるとともに、生産・販売体制づくりの強化により、農家が農業だけで生活可能となるまちを目指します。
- ◆ 生産基盤整備、担い手の育成により、地域の特性を生かした安全・安心で高品質な農畜作物を生産するまちを目指します。

【指標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
新規就農者数	20 人	累計 100 人
認定農業者数	194 人	220 人
農産物販売金額（経営体あたり）	384 万円	408 万円

【施 策】

○担い手の育成と経営体強化

地域農業を支える担い手の育成を図るため、新規就農者の就農前から就農時、就農後の一貫した支援を行うとともに、担い手の規模拡大や法人化、地域全体で農業を支える「農業複合経営拠点*」の仕組みの構築など、担い手の経営力の強化を図ります。また、農地中間管理機構*を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図ります。

○地域多品目化の推進

消費者ニーズに合わせた収益性の高い農産物の作付けや栽培方法の推進により、地産外商戦略*を積極的に展開するとともに、小規模な経営面積でも所得の向上につながるよう地域の特性に合わせた地産地消*も組み合わせながら、畑作の振興による地域多品目化を目指します。

○高収量・高品質な施設園芸の促進

地域に合ったより生産性の高い施設園芸農業を促進するため、高度環境制御技術*の普及促進、経営体強化や規模拡大を目指す生産者へのハウス整備の支援、環境保全型農業等の普及を図ります。

○農畜産物の販路拡大と販売促進

農畜産物の販路拡大と付加価値向上のため、県や関係機関と連携し、本町の豊富な地域資源を生かした特色ある地産外商戦略の構築を図るとともに、ウェブサイトなどの多様な情報媒体を活用したＰＲ活動を促進し、町外、県外への新規取引先の開拓に取り組みます。

○生産体制の強化

地域の特性を生かした農畜産物の生産体制を強化していくため、畜舎等の生産基盤施設の維持や機能向上に対する支援に取り組みます。

○農地の保全と耕作放棄地の防止

集落機能の活性化や耕作放棄地の防止を図るため、区画整理、農道整備等による基盤整備を行うとともに、農業者を主体とした地域住民が行う農地・農業用水等の保全管理活動や、耕作放棄地の再生活動に対する支援に取り組みます。

○有害鳥獣の捕獲対策

イノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による森林資源や農作物への被害を軽減するため、地域をあげた耕作放棄地の解消や周辺環境の整備、適切な防護柵の設置を推進します。また、銃器やわなの狩猟免許取得のための助成や捕獲許可にともなう報償金制度の活用により捕獲促進を図ります。

【主な個別計画】

- 人・農地プラン
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画



施策目標(2) 林業・水産業の振興

【現況・課題】

＜林業＞

森林は林産物の生産、水源のかん養*、二酸化炭素の吸収、河川環境の保全など、多面的な機能を有し、生活や生態系を維持するための基盤となっています。

本町では、四万十式作業路*を活用した原木（素材）生産を林業振興の核として、森林組合等林業事業体の経営基盤安定のための機械導入支援をしています。

また、民有林施業に対する補助制度の拡充、町有林においては間伐*を中心とした資源循環型の森林整備を進めています。

しかし、全国的な木材価格の低迷や木材需要の減少など、林業を取り巻く環境は依然として厳しく、加えて林業従業者の減少や高齢化も進み、間伐や適期伐採の遅れなどにつながっています。

このような中、森林経営計画の作成による民有林を含めた計画的な施業実施を行うとともに原木需要の拡大に対応するため、さらなる森林整備の推進、自伐林業者*等新たな人材が活躍できる研修制度と支援策の充実が求められています。

また、森林所有者等との分収造林*契約については、施業の実施や契約内容の協議を行い適正な管理に努めなければなりません。

特用林産物*においては、森林資源を活用したクリ、シイタケ及び木炭などの振興による地域産業の維持発展のための取り組みが必要です。

＜水産業＞

本町では土佐湾を主漁場とした海面漁業が興津地区と志和地区の2か所で営まれ、興津地区ではシイラ、志和地区ではイセエビが主要な水揚げ魚種となっています。

しかし、近年の地球規模の環境の変化にともなう、海水温の上昇に起因すると見られる水産資源の減少、高齢化と新規漁業就業者不足による漁業者の激減等が課題となっています。

【方 針】

- ◆ 森林組合等林業事業体による素材生産拡大を推進し、新たな林業従事者を増やすことにより、豊かな森林資源を持続的に活用できるまちを目指します。
- ◆ 水産資源の育成と漁業生産量の確保や加工業の育成支援により、安定した漁業経営が維持できるまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
年間木材生産量	(H26) 5.8 万m ³	6.1 万m ³
自伐林業者数	(H26) 15 人	30 人
海面漁獲物販売金額（経営体あたり）	(H25) 164 万円	164 万円

【施 策】

○原木生産の拡大

県内における原木需要の拡大に対応するため、森林組合等の林業事業体に対して森林経営計画の作成や高性能林業機械*の導入など、経営の安定と強化のために必要な支援を行い、安定的な生産体制の構築を図ります。

○新たな林業従事者の育成

森林所有者等の自伐林業者を育成することにより、地域・里山の森林整備の促進と林業収入の確保、木質資源利用のための原木調達の促進を図ります。

○健全な森づくりと森林資源の活用促進

森林の持つ多面的機能の維持に取り組むとともに、原木シイタケ・木炭・クリ等の森林資源を活用した地域産業の発展のため、生産者団体等と連携した取り組みを推進します。

○町産材の流通・販売体制の強化

町産材利用推進方針に基づく公共建築物等への町産材利用を進めるとともに、木造住宅の建築推進など地域内消費の促進や、町外・県外等への販路拡大に取り組みます。

○海面漁業の振興

漁業生産基盤の維持向上を図り、漁業者の所得向上に取り組めます。また、加工事業を推進し海産物の高付加価値化を促進するとともに、安全・安心な国産水産物の強みを生かした販売戦略による販路の拡大を図ります。

○漁業資源の維持

漁業資源を維持するため、種苗放流や漁礁設置活動等の取り組みを促進します。また、藻場の保全活動等を推進することにより沿岸海域の環境保全を図ります。

【主な個別計画】

➤ 四万十町産材利用推進方針



間伐材搬出作業研修



間伐材を使用した稚エビ漁礁の設置（志和）

政策目標 2. 新たな地域ブランドで活力あるまち

施策目標(3) 多様な産業の展開

【現況・課題】

<地域ブランド>

本町の基幹産業である農林水産分野では、米やショウガ、牛や豚、クリやシイタケ、アユやウナギ、ヒノキなど多くの地域資源があります。

これまでの生産者団体等との取り組みにより、仁井田米や四万十ポークなど、高知県内において一定ブランド化が浸透している製品もあります。

今後は、豊富な地域資源を地域ブランドとして確立していくため、6次産業化*の推進や新たな販売戦略の構築が必要です。

<6次産業化>

豊富な地域資源を商品ブランドとして高付加価値化するために、6次産業化の推進が重要となります。

今後は、事業推進主体や品目など具体の方向性を明確にし、有効な製品加工や商品開発に取り組む必要があります。

また、町内農畜産物を使用した加工品を積極的に販売し、生産者の所得向上に取り組むためには、豊富な地域資源を生かして加工・販売ができる地元企業等の育成と、衛生管理の高度化された加工施設が必要となっています。

<伝統工芸>

本町の伝統工芸の後継者として、手すき和紙「十川泉貨紙」の紙すき職人や、窪川・十和地域の鍛冶職人など、その技術を継承する後継者が育っています。

しかし、生業としての経営の維持が課題となっています。

【方針】

- ◆ 企業等の育成、斬新な発想力で新たな製品加工や商品づくりを目指す起業・創業者等の人材育成により地域資源を生かしたブランド化が進む活力あるまちを目指します。
- ◆ 伝統工芸を継承する人材を育成し、生業として成り立たせることにより四万十町らしい産業のあるまちを目指します。

【指標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
農産物の加工を行っている農業経営体数	14 経営体	増加

【施策】

○地域資源のブランド化

生産者団体等との連携を強化し、農林水産業の振興と地域資源のブランド化の推進による特色ある産地の育成と、新たな販路の開拓を図ります。

○6次産業化の推進

一次産業の活性化のため、自ら生産した農畜産物等の高付加価値化と販売の仕組みづくりを推進します。特に加工品については地域の製造体制や特色に合わせて、取り組みやすい1.5次加工*から、農畜産物のブランド化につながる加工品の開発・製造・流通までの体制づくりに取り組みます。

○伝統工芸の育成

本町の伝統工芸を後世に伝えていくため、後継者の確保と育成に努めます。

○他産業との連携の強化

農商工観連携*による新商品開発等、多様な産業間の連携により、地域の特色を生かした産業の活性化を図ります。

【主な個別計画】

➤ なし



施策目標(4) 雇用の促進

【現況・課題】

全国的な景気の低迷は本町においても例外ではなく、企業や雇用を取り巻く状況は非常に厳しい状況となっています。

住民意識調査においても、地域における雇用の確保は満足度が低く重要度の高い施策となっており、若者が四万十町に戻ってくる条件としても就職場所の確保が求められています。

そのような中、本町ではこれまで県との連携によりコールセンターの誘致や次世代施設園芸団地の整備などに取り組み、新たな産業と雇用も生まれています。

これまでの取り組みにより多様な産業が生まれ、若者や女性など町民の雇用機会の創出につながっていますが、一方では、町民の希望と企業側の希望とのミスマッチが生じていることも事実であり、その解消に努めていく必要があります。

また、人口が減少する中で、若者のU I ターン*の就業先の確保と定着率の向上が課題となっています。

【方 針】

- ◆ 企業等の育成や新たな製品加工、商品づくりを目指す起業・創業者等を支援するとともに、既存事業者の雇用に配慮した雇用対策に努めることにより、誰もがいきいきと働くことのできるまちを目指します。
- ◆ 若者が安心して働ける就業先を確保することにより、U I ターン者の受け入れ先の確保と若者の定着率の向上を図ります。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
起業・創業者数	3 人	累計 30 人
新規雇用者数	7 人	累計 40 人



コールセンター

【施 策】

○地域産業を担う人材の確保

商工会や町内の高校等と連携し、会社説明や就職面接会等を企画するとともに、地域の企業等が行う定住につながる創意工夫による雇用拡大への取り組みに対する支援や、求職者と地場企業のマッチングに取り組み、将来の地域産業を担う人材の確保に努めます。

○起業・創業の推進等による就業機会の創出

四万十町創業支援事業計画に基づき創業・起業の促進を図ることで、新たな就業機会の創出につなげます。また、必要に応じて企業誘致に努め、雇用の拡大を図ります。

○勤労者福祉の充実

勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、労働環境の改善や整備に向けた事業者への啓発など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

【主な個別計画】

➤ 四万十町創業支援事業計画



就職説明会

政策目標3. 本物のおもてなしがあるまち

施策目標(5) 商工業の振興

【現況・課題】

商店街として形成されてきた商業は、町内及び近隣の大型量販店や複合商業施設、あるいはネット販売への消費者の移行により空洞化が進行しています。

これまで、商工業振興助成事業やチャレンジショップ*等の取り組みにより、飲食業を中心とした空き店舗の利活用は進みましたが、日用品販売や電気店、食料品店といった生活関連の店舗は競争力の低下から減少を続けています。

今後も商店街の空洞化が進行し、地域の活力が低下することが懸念されるため、商工業振興助成事業を含めた活性化対策が必要となっています。

【方 針】

- ◆ 商店街を中心とした商工業振興の方針を示し、その方針を踏まえた取り組みを推進することにより、にぎわいある商店街のあるまちを目指します。
- ◆ 中小商工業者への支援を行い、商工業の振興につなげます。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
製造品出荷額	(H26) 76,806 百万円	維持
年間商品販売額	(H26) 20,071 百万円	維持
空き店舗の活用	2 店舗	累計 15 店舗



金太郎夜市（本町）

【施 策】

○商店街を中心とした市街地再生計画の策定と実施

町民や来訪者が食や文化、景観等に地元の個性を感じることができるまちを目指すとともに、回遊性、利便性が高く、そして満足感が感じられるまちづくりを促進するため、商工会や関係事業者等との協働により、旧町村の中心商店街を中心とした市街地再生計画を策定し、地域の特性に応じた施策の展開を進めます。

○商業関連団体の活性化

地元での消費を高めるにぎわい創出イベントや、個店の魅力を高めるソフト事業、空き店舗対策など、商店街や商業団体が行う取り組みを支援し、地域の活性化を図ります。

○中小商工業者への支援

四万十町商工業振興条例に基づく事業の活用を促進することにより、事業の規模拡大、空き店舗の活用、起業・創業支援、観光業への支援等に努めます。

【主な個別計画】

➤ なし



商工業振興助成金による起業支援

施策目標(6) 交流の促進

【現況・課題】

本町は、全国的なブランド力のある四万十川をはじめ多くの地域資源に恵まれており、それらを活用した町の情報発信のほか、都市住民との交流、各種イベントの実施や観光施設の整備を行うことにより観光客の誘致や移住定住の促進を図ってきました。

しかし、観光客の誘致に向けては、農家民宿の取り組みや観光資源のPR等に取り組んできたものの、観光資源のネットワーク化や動線づくりなど、計画的な観光戦略としての取り組みができていないのが現状です。

また、人口減少が進む中、観光やビジネス等での宿泊客の減少とあいまって、経営者の高齢化等により宿泊施設が減少している状況にあります。

今後は、観光振興の視点よりも観光客を含めた交流人口の拡大という視点で考える必要があり、町の魅力をどのようにPRしていくかを考え、町の知名度やイメージを高める取り組みによって、町外からの移住定住者の促進、観光客等の交流人口の拡大を図っていくことが必要です。

そのためには、イベント型（観光イベント、物産展、青空市等）、地域体験型（農業体験、田舎暮らし体験、街歩き体験、山村留学等）、人材交流型（サミット、音楽祭、アート展、スポーツ交流等）など、地域資源を生かした取り組みの推進や、本町での宿泊場所、定住のための住居の確保が大きな課題となっています。

また、全国的に「見る、食べる、体験する、泊まる、ふれあう」をキーワードにした着地型観光*が進められており事業者間での連携した取り組みが必要となっていますが、そのためには行政と観光協会や商工会などの役割が重要になります。

【方針】

- ◆「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をキャッチフレーズに、関係機関が連携し交流人口の拡大に向けて取り組みます。
- ◆「訪れたいまち」「暮らしたいまち」を基本に、着地型観光、移住・定住人口の増加を目指します。

【指標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
主要観光施設の年間入込客数	77 万人	96 万人
主要観光イベントの年間来場者数	33,100 人	42,900 人
移住者数	26 組 45 人	5 年間で 200 人

【施 策】

○町の魅力のPRの推進

シティプロモーション*に取り組み、地域の魅力を積極的に情報発信することにより、交流人口の拡大、移住の促進を目指します。

○移住の促進

地域おこし協力隊*員の採用等、移住のきっかけづくりとなる機会や支援を拡充するとともに、移住者に対する住環境の整備に取り組み、あわせて生活情報や求職情報等を一元的に提供するなど、暮らしたいと思われる受け入れ態勢の整備を図ります。

○観光資源活用計画の策定と実施

観光の振興による交流人口の拡大を目指し、観光資源の活用やネットワーク化など、交流促進に向けた観光戦略を策定し、各種施策の展開を進めます。

○観光拠点の機能強化

関係団体との協働による観光資源の磨き上げから効果的な情報発信までの一連の観光戦略づくりに努め、地域経済の活性化につながる施策を展開します。また、地域観光の入口である道の駅の機能強化をはじめ、核となる観光拠点の整備や民泊*等を含めた宿泊体制の充実に努めるなど、着地型観光を推進します。

○イベント等を通じた交流人口の拡大

観光分野にとどまらず、農業体験や文化・スポーツ交流など、町民や関係団体との協働により地域資源を磨き上げ、四季折々の景観や地域の食材を生かしたイベントの開催、広域観光や体験型観光などを通じた交流人口の拡大を図ります。

○都市住民等との交流促進

都市住民等との文化交流や親善を促進するため、東京四万十会（町出身者の会）など町を応援していただいている個人や団体、友好都市等とのきずなを深め、さらなる交流の拡大による地域の活性化と観光誘客を図ります。

【主な個別計画】

➤ 四万十町移住・定住促進計画



四万十川桜マラソン



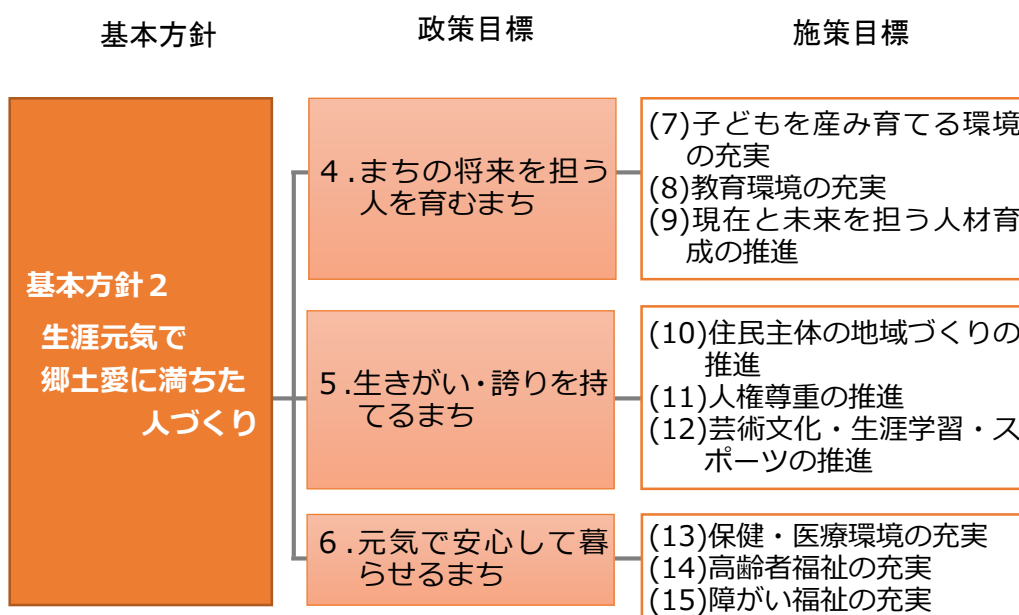
移住相談会

基本方針 2 生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり

～誰もがいつまでも健やかに暮らせるまちづくり～

子どもを産み育てる環境と教育の充実をはじめ、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動にふれあう環境を整えることで、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、活動を通じた人と人のつながりから、郷土愛に満ちた人づくりを推進します。
住民の健康を守るため、保健・医療・福祉体制の充実を図ります。

【施策体系】



政策目標4. まちの将来を担う人を育むまち

施策目標(7) 子どもを産み育てる環境の充実

【現況・課題】

＜結婚・出産＞

非正規雇用の増加、女性の社会進出の増加にともなう未婚化*・非婚化*・晩婚化*が進行し、住民意識調査においても、男性では経済的な不安、女性では出会いが少ない、めぐり会えないことが結婚できない理由としてあげられています。

このように結婚しない、できない人が増えることで全国的に少子化が進行しており、本町でも出生数が緩やかに減少していることから、子どもの人口減少は避けられない状況となっており、少子化の人口構造の改善に向けて子どもを産み、育てやすい居住環境を形成していくことが必要となっています。

本町では、誰もが安心して希望する時期に子どもを産み育てやすい環境づくりの実現に向けて「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

また、妊娠期や育児の健診に対する支援、乳幼児から中学生以下の子どもや、ひとり親家庭に対する医療費等を助成し、子育て世代が住み良いまちづくりを進めています。

しかし、町内には産科がないため、その再開とともに、小児科の充実が望まれており、子どもを産み育てやすい医療環境の改善も必要となっています。

＜子育て＞

本町では、保護者の就労状況に関わらず入園できる認定こども園*の整備や保育料の免除、一時預かり保育等の子育て支援を行っています。

今後は、より質の高い保育が行えるよう、保育士の就労環境を整えていくことが求められています。

また、虐待等を防ぐためには地域ぐるみの子育て支援につなげていくことも必要です。

さらに、子どもたちの放課後等の安全・安心な環境づくりとして、放課後児童クラブ*や子ども教室を開設していますが、年々国、県の補助率の低下等により町の財政負担が増加傾向にあることが課題となっています。

今後のまちづくりの重要な人材となる子どもたちの育成のためにも、放課後等の安全・安心な環境づくりを継続して推進していくことが必要となっています。

【方 針】

- ◆ 結婚・妊娠・出産・子育て、仕事と子育ての両立、子育て環境や定住対策など、それぞれの段階に応じた切れ目のない対策を強化し、安心して住み続けられる地域づくりを推進することにより、子どもを産み育てやすいまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
年間出生数	（H22～H26 平均値） 102 人	100 人
合計特殊出生率	（H22～H26 平均値） 1.68	1.80

【施策】

○結婚支援策の推進

若い世代が希望どおりに結婚し子どもが持てるように、独身男女の出会いから結婚、子育てまでの総合的な結婚支援策を関係機関と連携して推進します。

○出産・育児への支援

関係機関と連携した周産期医療体制*や小児医療の充実、妊産婦・乳幼児に関する健診等の支援を充実し、医療や育児の不安軽減を図るなど、妊娠から育児までのサポート体制の充実に努めます。

○子育て応援の充実

仕事と子育ての両立など、働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを促進するとともに、出産祝金、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、多子世帯保育料軽減など子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。

○保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、0歳児や障がいのある子どもの受け入れ、育児不安の相談・指導、一時預かり事業や交流事業などにより各種保育サービスと体制の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。

○放課後児童の健全育成

放課後子ども教室・児童クラブの活動拠点により地域で児童を見守り、心身ともに健やかに育まれる環境づくりを推進します。

○児童虐待の早期発見と防止体制の強化

四万十町子ども支援ネットワーク*において、要保護児童等に対する支援内容の協議や情報共有を行い、関係機関や地域での見守りを充実していきます。

○子育て世代の定住環境の充実

子育て世代が地域で安心して暮らせる住環境の整備について、移住を促進する視点での取り組みも含めた支援の拡充を図り、希望する地域での定住促進を図ります。

【主な個別計画】

- 四万十町地域福祉計画
- 子ども・子育て支援事業計画



施策目標(8) 教育環境の充実

【現況・課題】

本町の将来を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応し生き抜く力を培うために、基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、それらを活用し自ら考え、判断し、解決するための確かな学力、他人と協調し他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を育て、たくましく生きるための健康や体力の向上を図らなければなりません。

そのため、基礎学力を確実に定着させる「学力向上」の取り組みとともに、「豊かな心」と「健やかな身体」の調和の取れた教育を進めることが求められています。

また、それぞれの地域の特色を生かしながら、学校・家庭・地域・行政が連携協力して教育に取り組める体制づくりを進める必要があります。

少子化が進む中、今後も学校の統廃合が必要となりますが、学校は地域の拠点的な施設であることから、地域住民と十分な意見交換を行いながら取り組んでいく必要があります。

子どもたちが安全に、安心して教育を受けることができるよう、引き続き安全に配慮した教育施設の改善が求められています。

また、入学者の減少が続いている町内2校の高校の活性化をはじめとした地域教育の魅力化について、小中高連携して取り組んでいくことが必要となっています。

【方 針】

- ◆ 地域拠点として安全・安心を確保するとともに、児童生徒や教職員の一人ひとりの学びを保障する取り組みの研究・実施や連携体制の強化により、地域ぐるみで子どもの教育に取り組むまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (H27)	目標値 (H33)
全国学力・学習状況調査の正答率	全国平均	全国平均以上
ICT 教育機器* (電子黒板、タブレットパソコン等) 導入校数	1 校	17 校



ICT教育

【施 策】

○確かな学力の育成

教育内容や方法の改善等による一人ひとりの学びの質を保证する教育や、学びに向かう集団づくりの実践により、児童・生徒の学力の向上に努めます。

○豊かな心と健やかな体づくり

学校教育活動を通じて、道徳的な心情や判断力、実践意欲等を養うことで豊かな心を育成するとともに、学校給食を核とした食育の推進や体力の実態把握により健やかな身体づくり、体力の向上に努めます。また、A L T（外国語指導助手）*やC I R（国際交流員）*等が連携し、外国語教育や国際理解教育を推進するほか、P T A等の地域コミュニティの協働による家庭教育支援に取り組みます。

○特別支援教育*の推進

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実を図ります。また、発達相談や就学相談などの支援体制を強化するとともに、小中学校が連携した継続的な支援を推進します。

○支援を要する子ども・家庭等への支援

教育相談員等の配置により、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談活動を充実するとともに、不登校児童・生徒への対応・支援について教育支援センターの効果的運用を図ります。

○学校と地域の連携体制の推進

地域の実情や学校のニーズに沿って、住民やP T Aでつくる学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）*等を活用して、児童の健全育成や教育に学校と地域が連携して地域ぐるみで取り組む体制づくりを推進します。

○安全で快適な学校環境の整備

学校施設における環境の改善や長寿命化等を推進し、安全面や快適性に配慮した施設の充実を図るとともに、I C T（情報通信技術）機器など教育環境の充実を図ります。また、学校給食についても、安全・安心な給食を提供できる調理施設と調理体制の充実に努めます。

○学校規模適正化の推進

学校規模の適正化を図るため、住民合意を得るための話し合いを積み重ねながら学校の適正配置に取り組みます。また、学校は地域の拠点施設であることから、廃校舎の活用について町全体の課題として検討します。

【主な個別計画】

- 四万十町教育振興基本計画
- 四万十町いじめ防止基本方針
- 四万十町立小中学校適正配置計画
- 四万十町子ども読書活動推進計画



学校給食

施策目標(9) 現在と未来を担う人材育成の推進

【現況・課題】

本町は、豊かで多様な地域資源に恵まれ、農業をはじめとする第一次産業を基幹とし、多くの優れた人材が様々な分野で活躍しています。

しかし、人口減少が進行する中、社会経済環境の変化などに加え、人のつながりの希薄化や価値観の多様化など、従来の考え方や手法では解決できない課題が増えています。

そのため、将来を見据えた持続可能なまちづくりと地域の諸課題を解決するため、最も基本となる人材育成がまちづくりの最重要課題となっています。

「まちづくりは人づくり」と言われるように、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材は不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、現在と未来を担っていく熱意あるリーダーやまちづくりに興味を持つ人材を育成することが必要です。

2016(平成28)年3月には、人材育成の基本的な方針である「四万十町人づくり戦略」を策定しており、今後は、住民や地域、団体等が主体となる活動を支援するための組織体制の構築が必要となっています。

【方 針】

- ◆ 現在及び未来を元気にする人材を育成することにより、地域の特性や可能性を知り、新たな価値を創造し、志をもって明るい未来の実現に向かって挑戦することができる人があふれたまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (H27)	目標値 (H33)
人材育成において地域で活躍する産業人数	0 人	30 人
地元中学生の町内高校入学率	34.0%	60.0%



高知大学連携協定

【施 策】

○未来を元気にする人材の育成 ～「未来塾」～

子どもたちが、まちづくりを進める次代の人材として活躍していくため、地域の魅力や特徴を知り、愛着と誇りをはぐくむ学習活動や発達段階に応じたキャリア教育*の充実を図り、家庭・学校・地域が連携した特色ある教育を推進します。また、町内高校2校の存続と魅力化に向け、地域全体で応援する体制づくりを進め、地方創生の一翼を担う人材を育てる教育環境の充実と活性化につなげていきます。

○地域を元気にする人材の育成 ～「四万十塾」～

地域の魅力を生かし、地域を支え発展させる人材を育てるため、地域活性化の意識醸成の場の創出を図り、地域づくりに参画する中核的人材の育成と住民協働体制の強化、地域や業種を超えた人材ネットワークの形成を積極的に進めます。

○産業を元気にする人材の育成 ～「産業振興塾」～

地域資源を生かし、産業を支え発展させる人材を育成するため、目標の実現に向け自発的な高い志向の発現を促すとともに、それぞれのニーズやレベルに合わせ、町内外の知見を結集して志に応じた支援を行います。

【主な個別計画】

➤ 四万十町人づくり戦略



町営塾「じゅうく。」



四万十高校PRポスター発表

政策目標5. 生きがい・誇りを持てるまち

施策目標(10) 住民主体の地域づくりの推進

【現況・課題】

本町では、行政区や集落ごとの自治活動に加えて、福祉分野や環境分野のボランティアなど、住民主体の活動によって地域づくりが支えられています。

また、行政との協働による集落活動や自治会活動の強化・活性化を目的とし、町職員が担当集落を受け持つ集落担当職員が配置され、住民が主体となった協働による集落や自治会活動の活性化に向けた土台づくりが進んでいます。

しかし、中山間地域においては、少子高齢化にともなう人口減少により、集落での共同作業に支障が出るなど、従来の集落単位での活動に支障をきたしている集落も現れ、これからは地域単位での連携や協力も必要となっています。

今後は、従来の集落の連携や再編も考えながら、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本にしながらも、集落担当職員や地域おこし協力隊等が積極的に関わっていく、住民との協働による地域づくりが求められています。

【方 針】

- ◆ 豊富な人的、物的資源を生かし、住民が主体となった支え合いの地域づくり、災害時の地域間の相互支援体制の拡充など、住民と行政の協働による地域づくりを目指します。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
地区主催の協働活動への年間参加者数	13,940 人	15,000 人
集落活動センター*の整備地域数	2 地域	5 地域
これからも四万十町に住み続けたいと思う町民の割合	66.4%	70.0%



集落活動センター「仁井田のりん家」

【施 策】

○自治会活動の支援

住民自治の発展と地域住民の交流の促進、地域福祉の向上を図るため、自治会や地域単位で行う様々な活動を支援するとともに活動の拠点となる集会所等の整備を支援します。

○地域の拠点づくりの推進

中山間地域における集落の活性化や生活環境を維持するために、地域が主体となった地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを担う集落活動センター等の地域の拠点づくりを推進します。

○コミュニティ活動の促進

地域活動への理解や参加を促進するため、地域づくりやコミュニティ活動に関する情報提供に努めるとともに、住民の自主性、自発性によるボランティア・NPO*団体等を支援します。

○中山間地域定住の促進

中山間地域や集落の活力を維持していくため、移住者や若者から「中山間地域へ住みたい」と思われる定住対策や地域づくりに取り組みます。

○集落担当職員の配置

町民主体の協働によるまちづくりを促進するため、町職員を各集落に配置し、自治会活動の活性化を応援します。

○地域おこし協力隊や集落支援員*による地域支援

地域の課題に応じたコミュニティ機能の維持と地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊や集落支援員等を活用した多様な取り組みを展開します。

【主な個別計画】

➤ 四万十町移住・定住促進計画



地域おこし協力隊

施策目標(11) 人権尊重の推進

【現況・課題】

すべての人間は平等であり、その尊厳は互いに尊重しなければなりません。

本町では、四万十町人権教育研究協議会と連携し、町全体や各支部で研修会や講演会を開催し、人権や男女共同の尊重について啓発を進めています。

しかし、私たちの意識や行動、社会の慣行の中には、女性の人権や子どもの人権、高齢者の人権など、様々な人権課題が今も存在しています。

そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、学校、家庭、地域社会、職場など、あらゆる場を通じた人権教育の推進が求められています。

より多くの町民に人権に対する関心をもってもらうため、町民のニーズに合わせた研修会や講演会を開催するとともに、広報手段についても考えていく必要があります。

【方 針】

- ◆ 多様な価値観を認めあえる社会を目指し、男女がともに仕事と家庭生活を両立し、全ての人がともに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
人権研修会への年間参加者数	532 人	1,000 人
男女の区別なく活動できていると思う町民の割合	39.9%	50.0%
人権教育研究協議会の会員数	548 人	600 人



人権教育研究大会

【施 策】**○人権教育の推進**

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、人権尊重の理念に関する理解を深め、町民の人権意識に対する啓発の推進に努めます。

○広報・啓発の充実

人権教育研究協議会や人権擁護委員と連携した広報・啓発活動の実施により、人権に対する正しい知識を習得するための効果的な啓発に努めます。

○相談・支援体制の強化

相談窓口の連携を図るとともに、様々な人権相談内容に応じた必要な情報の提供や助言を行います。また、国や県などの関係機関と連携し、共同で被害者の支援を行います。

○男女共同参画社会の実現

家庭や地域・学校・職場における男女共同参画の必要性の周知による意識の高揚を促進するとともに、普及啓発事業の充実を図ります。

【主な個別計画】**➤ 四万十町男女共同参画計画基本計画**

施策目標(12) 芸術文化・生涯学習・スポーツの推進

【現況・課題】

＜芸術文化＞

本町には、長い歴史の中で地域に親しまれてきた数多くの文化財や芸能行事などがあります。

また、豊かな自然と共生した暮らしや営みによって育まれ、独自の環境や景観を形成してきた四万十川流域の文化的景観もあります。

しかし、貴重な文化財や伝統芸能、地域芸能の保存・継承の担い手は充分とは言えず、担い手育成も含め適切な保存・活用に努める必要があります。

＜生涯学習・スポーツ＞

本町では、生涯学習の活動拠点となる施設が点在しており、関係機関と協力して住民が参加しやすい生涯学習やスポーツ大会、教室などを開催してきました。

しかし、活動拠点となる施設は老朽化が進み計画的な改修等が必要になっていますが、現状維持にとどまっています。

そのため、今後も町民のニーズに合った生涯スポーツを含む幅広い学習プログラムの作成や各種団体の育成、活性化、施設の維持に努める必要があります。

＜国際交流＞

国際感覚を身に付けた人材を育成するため、C I R（国際交流員）を中心として、町内の保育所訪問や異文化ふれあい教室など、子どもから高齢者まで幅広い町民が参加できる事業を開催し、より広範囲な交流活動を推進しています。

しかし、異文化ふれあい教室参加者が固定化してきていることから、広報等を使ってより多くの町民に周知していく必要があります。

【方 針】

- ◆ 地域の伝統芸能の活性化や担い手を育成するとともに、四万十川の景観を中心とした重要文化的景観を保存・活用することにより、四万十町らしい芸術文化を継承するまちを目指します。
- ◆ 生涯学習・スポーツ活動を企画・運営することにより、町内外の様々な人が交流するまちを目指します。
- ◆ 語学学習に加えて、諸外国の暮らしや文化に関するイベントの開催により、異文化に触れあう機会が多いまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
各種文化講座等への年間参加者数	215 人	1,000 人
総合型地域スポーツクラブ* 加入率	4.82%	5.00%

【施 策】

○生涯学習活動の充実

多様化する町民ニーズに応じた学習機会や情報を提供するため、それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めるとともに、効果的な各種講座・教室を開催するなど、町民の生涯学習活動を支援します。

○図書館・美術館機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス機能（利用者に対する情報の検索支援等）の向上や美術品の拡充等により、地域の情報・文化の拠点としての図書館・美術館機能の充実に努めるとともに、子どもから大人までが気軽に本に親しみ、読書の楽しさを味わえる環境づくりを進めます。

○生涯スポーツの推進

ライフステージに応じた身近なスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブへの加入や学校開放利用の促進に努めます。また、各種町民スポーツ大会やレクリエーションなどを実施し、スポーツに参加する機会の拡大を図ります。

○社会教育施設・公共文化施設の整備

社会教育施設や公共文化施設を利用者が安全に、安心して利用できるよう、老朽化した施設の修繕や改築等を計画的に進め、快適な学習・活動環境を提供するとともに、設備や備品についても充実を図ります。

○四万十川の文化的景観の保全・継承

豊かな自然と共生した町民の生活・生業によって築かれ、受け継がれてきた良好な景観を地域資源として守り生かす意識を育み、地域への愛着・誇りを高め、地域の文化に根差した生活・生業の存続を後押しするよう努めます。

○郷土文化の継承

国・県・町指定文化財の適切な保存や活用を図るとともに、地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を継承するための伝承者や後継者の育成、文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体の支援に努め、芸術文化活動に参加する機会の拡大を図ります。

○国際理解の促進

国際理解のための学習機会の拡充など、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。また、関係団体との連携を図りながら国際交流の機会を創出し、諸外国の多様な暮らしや文化に対する理解を深めます。

【主な個別計画】

- 四万十町教育振興基本計画
- 四万十町子ども読書活動推進計画
- 四万十町景観計画
- 四万十町文化的景観保存計画
- 四万十町重要文化的景観整備計画



花取り踊り（若井）

政策目標6. 元気で健康に暮らせるまち

施策目標(13) 保健・医療環境の充実

【現況・課題】

健康は、一人ひとりが充実した生活を過ごし、豊かな人生を送るためには必要なことです。

しかし近年では、がん・心疾患・脳血管疾患等、生活習慣に起因する疾病が壮年期の死亡原因の多くを占めるようになり、さらに高齢化社会を迎え、健康であり続ける期間をいかに延ばせるかがこれからの課題となっています。

健康に暮らしていくためには、自らの健康状態を十分に把握し、食事、運動、体調管理、予防等の健康づくりに取り組むことや、検診等の受診により疾病の早期発見・早期治療を目指すことが重要ですが、特に、健康に自信のある青年層、壮年層の受診・がん検診に対する関心や受診率が低い状況にあります。

本町では、医療機関が窪川地域の市街地とその近隣に集中しているため、山間地域においては無医地区も存在しており、民間医療機関の医師の高齢化や医療従事者も不足している状況にあります。

また、町内には精神科、産科がないため、精神障がい者や認知症高齢者等への対応とともに、町内での出産ができない状況にあります。

そのため、外部委託による24時間体制の健康医療電話相談を開始し、悩みや不安を相談できる体制を整備しましたが、迅速な搬送体制の整備が求められています。

国民健康保険制度については、農林漁業や自営業などに従事する方、無職の方など被用者保険の対象にならない全ての町民が対象ですが、急速に進む高齢化や経済状況の影響、医療費の増大などを背景に単年度収支で赤字が続いており、急激な保険税負担の増加を回避するため財政調整基金等による調整を図っていますが、今後も厳しい財政運営が予想されます。

【方針】

- ◆ 食、運動、こころ、健康管理の4つの分野から健康づくりに取り組み、町民の健康づくりに対する意識改革を図るとともに、救急医療体制を含めた地域医療の拡充に努め、だれもが安心して医療を受けられ健康に過ごせるまちを目指します。

【指標】

項目	現況値（H27）		目標値（H33）
毎日朝食を食べる人の割合	(H26)	90.3%	95.0%
日常生活で歩行または同等の身体活動を1日1時間以上している人の割合	(H26)	58.8%	65.0%
自分を健康と思う人の割合	(H26)	73.6%	75.0%
人間ドックを含めた循環器健診を受ける人の割合	(H26)	67.8%	70.0%

【施 策】

○食による健康づくり

高血圧や心疾患、脳血管疾患、がん等の生活習慣病*の予防のため、栄養面だけでなく規則正しい食事の啓発など、食生活全体を大切にする取り組みを推進します。

○運動による健康づくり

生活習慣病の予防のほか、ストレスの解消によるこころの健康にもつなげていくため、日頃から体を動かすことの意義等を啓発するとともに、それぞれの年齢や体力に合った運動を広める取り組みを推進します。

○こころの健康づくり

円滑なコミュニケーションの推進等によるストレスの解消やリフレッシュなど、こころの健康づくりを推進するため、こころの健康についての情報発信や、うつ・自殺予防対策の取り組みを推進します。

○健康管理の推進

健康の増進には、自身の健康状態を知り適切な対応をとることが重要であるため、健康診査やがん検診等の受診率の向上を図るとともに、若い頃から受診する環境づくりを推進します。また、健康との関わりが大きい歯や飲酒、喫煙等の課題への取り組みを推進します。

○地域医療体制の充実

地域医療体制を整備するため、かかりつけ医を持つことや適正受診の啓発に努めます。また、町内2か所の国民健康保険診療所においては、現在の診療体制を維持しながら計画的な施設の維持や医療機器の更新に努めるとともに、一体的な運営等により安定した医療サービスの提供を継続します。

○救急医療体制の充実

休日や夜間の初期医療体制を維持するため、関係機関等と連携し、緊急時に対応できる救急医療体制を確保します。また、応急処置体制の充実とともに、迅速な搬送体制に向けて必要な設備や人材の確保に努めます。

○国民健康保険制度の円滑な運営

町民が安心して医療を受けられる保険制度を維持するため、国民健康保険事業全般の充実とともに、国保財政の健全化や保険税の負担軽減など円滑な運営に努めます。

【主な個別計画】

- 四万十町地域福祉計画
- 四万十町健康増進計画
- 特定健康診査等実施計画
- 四万十町データヘルス計画



国保大正診療所

施策目標(14) 高齢者福祉の充実

【現況・課題】

本町の高齢化率はすでに 40%を超え、全国に先駆けての長寿社会を迎えており、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老々介護等、高齢者を取り巻く環境は著しく変化しています。

こうした中で、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防及び生活支援を日常生活の場で一体的に提供できる体制を構築していく必要があります。

また、生活不安のある独居高齢者への対策や生活交通手段の確保、公共施設等のバリアフリー*化、医療や福祉の充実と健康づくり事業との連携、生きがいつくりや社会参加の促進など、高齢者の心豊かな人生を支援していくまちづくりが必要となっています。

【方 針】

- ◆ 住まい・医療・介護・介護予防及び生活支援といったサービスが包括的に提供されるよう、地域住民の理解と協力のもと関係者の知恵と工夫により、限りある地域資源を効率的かつ効果的に活用しながら、町内のどこに住んでいても、その人の状態に応じた自立と尊厳を支えるサービスが受けられる地域包括ケアシステム*の構築を目指します。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
宅老所*・運動自主グループの開設数	30 か所	40 か所
介護予防サポーター*数	157 人	250 人
配食サービス事業の実利用者数	3 人	100 人
高齢者安心生活支援住宅の整備	1 棟	5 棟
介護職員初任者研修の修了資格者数	123 人	190 人

【施 策】

○福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自立した生活を送れるよう、生活支援のサービスや相談窓口を充実します。また、個々の状態変化や意向に応じて切れ目のない各種福祉サービスを提供し、高齢者とその家族の生活を支援します。

○高齢者の住まいの確保

高齢者が要支援や要介護の状態になっても、できる限り住み慣れた地域で過ごせるよう、自宅での生活に不安のある高齢者や施設からの退所者など、自宅で暮らし続けることが困難な人に対して自宅のバリアフリー化など適切な住まいの確保に努めます。

○社会参加の促進

多くの高齢者が地域社会との関わりを通じて、仲間づくりや健康づくり、学習活動や社会奉仕などの多様なニーズを満たせるよう、老人クラブやシルバー人材センター等の育成・支援や世代間交流事業などを推進します。

○地域包括支援センター*の機能強化

総合相談支援、権利擁護、介護予防、ケアマネジャー*支援等を通じた包括的な生活支援を行う地域包括支援センターの円滑な運営のため、運営協議会による事業評価等を行います。

○地域ケア会議*の充実

町内の保健、医療、介護、福祉の関係機関等の連携により、個別課題の解決を通じて地域の課題を共有し、新たなサービスや住民による支援の仕組みを効果的に組み合わせることを考える自立支援型の地域ケア会議の充実を図ります。

○在宅医療・介護連携の推進

病院等から在宅療養への移行時に、円滑に在宅サービスにつなぐことや、再入院を可能な限り防ぎ、在宅生活を継続するための多様なサービス提供を行うなど、医療と介護に係る多職種が連携して対応する体制づくりを推進します。

○認知症施策の推進

誰にでも起こる可能性のある脳の病気、認知症の早期からの適切な診断・対応など、認知症の人またはその疑いのある人やその家族への総合的な支援を推進します。

○生活支援サービス*の体制整備

高齢者の地域における自立した日常生活の支援や要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減、悪化の防止を目指し、多様な主体による身近な生活支援や介護予防に取り組みます。

○介護予防・生活支援サービス事業の推進

地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを推進し、支援を必要とする要支援者等のニーズに応じた多様な主体によるサービス（訪問型・通所型・生活支援・ケアマネジメント*）を提供します。

○一般介護予防事業の推進

介護予防に資する運動教室などを行う住民主体の通いの場を充実するため、介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動組織の育成・支援を行います。また、地域における介護予防の取り組みを強化するため、推進拠点の整備や専門職等の関与を促進します。

○介護人材の育成

高齢者の増加と多様化するニーズに応じた適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技術を有する人材の育成に取り組み、介護職員の資質向上に努めます。

○介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険事業全般の充実のため、サービスの提供体制の確保と質の向上を実現する施策を推進し、利用者が利用しやすい環境づくりを目指します。また、将来にわたり安定したサービス提供ができるよう、適切な要介護認定調査*の実施や介護給付適正化等にも取り組みます。

○地域密着型サービス事業所*等への指導の強化

本町が事業者の指定権限を持つ地域密着型サービスが適正に実施されるよう定期的に指導・監査を行い、各サービス事業所の質的向上を目指します。また、県指定のサービス事業所については、県や高知県国民健康保険団体連合会と連携を図り指導を行います。

○介護サービスの基盤整備と確保

居宅において様々なサービスを適切に利用できるように、民間事業者やNPOなどと連携しながら、訪問介護、通所介護、短期入所サービスなどの基盤整備と確保に努めます。また、必要な施設サービスの充実を図ります。

【主な個別計画】

- 四万十町地域福祉計画
- 四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

施策目標(15) 障がい福祉の充実

【現況・課題】

障がいのある人が地域でその人らしく生活していくためには、日常活動の場や生活の場の確保など、個々のニーズに合った様々な支援を受けることのできる体制づくりが必要です。

本町では、障がいのある人が自立するために必要な作業所や生活の場である施設、グループホームなどの施設が乏しく十分な支援ができない状態にあります。

また、障がい福祉サービスを利用するためには「サービス等利用計画」が必要ですが、その計画を作成する相談支援事業所が不足しています。

そのため、各種施設を整備しサービス事業者や人材を確保するとともに、公的サービスのみでなく、障がいの状況に応じて適切なサービスを受けられる地域の支え合いの体制づくりや、自立した生活を送るための自宅や公共施設等のバリアフリー化が必要となっています。

【方 針】

- ◆ 障がい福祉サービスの充実、心のバリアフリーの浸透を図ることにより、障がいのある人が自立した生活ができるまちを目指します。
- ◆ 自立した生活を実現するための相談体制の充実を図ります。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
社会福祉施設数	11 箇所	13 箇所
指定相談支援事業所数	2 箇所	3 箇所



障害者支援施設オイコニア、相談支援事業所オイコニア

【施 策】

○障がいに対する理解とボランティア活動の促進

障がいの特性や配慮について町民に周知するとともに、福祉教育など障がいに対する理解の促進に向けた取り組みを推進します。また、ボランティアの養成や手話講座などを実施し、障がい者を支える体制を整え、障がい者が気軽に社会参加できるような環境づくりに努めます。

○バリアフリー化の促進

公共施設の整備にあたっては、その設備等が年齢、性別、障がいの有無、能力の如何を問わずに利用できる仕様となっているユニバーサルデザイン*化を推進するとともに、障がい者の自立や在宅介護の促進のため、住宅のバリアフリー化を支援します。

○障がい者等への相談体制の充実

障がいのある人やその家族が、迅速かつ適切なサービスを利用することができるよう、相談支援事業所等の相談窓口の拡充を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病を抱えた人への総合的な相談体制の充実に努めます。

○障がい者等の雇用拡大

ハローワーク等の関係機関と連携し、事業主の協力を得ながら障がいがある人の就労場の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法*に基づき、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

○障がい者等に対する経済的支援の充実

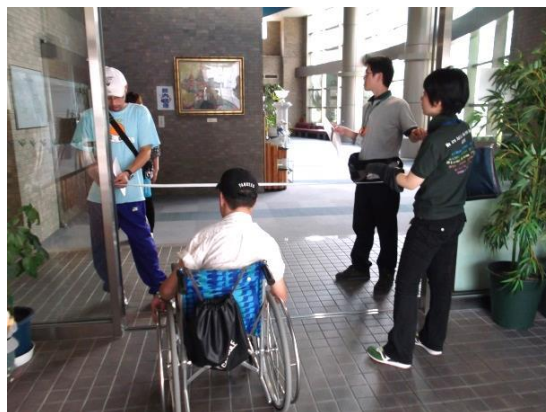
障がい者の生活支援とともに家族の負担が軽減されるよう、自立支援医療費の支給、重度心身障がいのある人に対する医療費を助成するとともに、各種福祉手当や見舞金の支給、各種減免制度の周知を図り、その利用を促進します。

○在宅生活支援の充実

在宅生活を支える居宅介護等について、それぞれの障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成と、サービス提供体制の確保に努めます。また、介護している家族等の緊急時や一時的な休息に対応できるよう、一時的に預かる場所の充実に図り、在宅生活を支援するとともに、地域でその人らしく生活するために必要な日中活動の場の充実に努めます。

【主な個別計画】

- 四万十町地域福祉計画
- 四万十町障害者計画・障害福祉計画



バリアフリーマップづくり

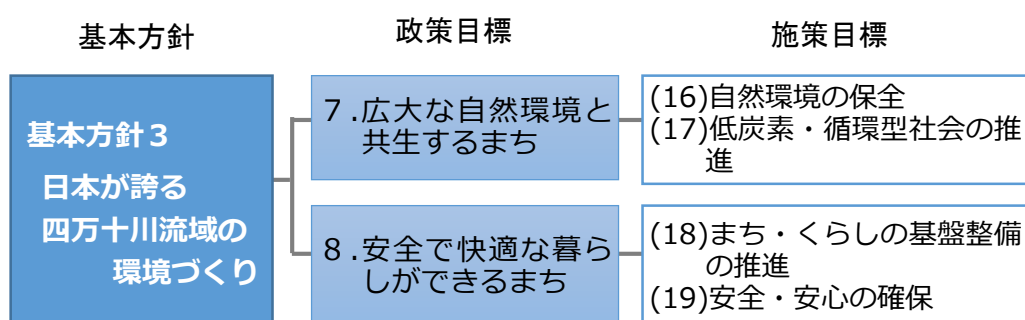
基本方針3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり

～自然と共生する持続的循環型のまちづくり～

きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。

暮らしの不安要因を減らし、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【施策体系】



政策目標 7. 広大な自然環境と共生するまち

施策目標(16) 自然環境の保全

【現況・課題】

<自然環境・自然景観>

本町は、四万十川とその流域の豊かな自然に支えられ、農林業を基幹産業とし、自然を守り生かして暮らす文化を受け継いできています。

このような四万十川の良好な文化的景観を守り、育てていくためには、それを支える自然と共生した暮らしや生業を継承していく取り組みの支援が必要です。

そのため、景観の保護を目的とした四万十川条例・四万十町景観条例を制定して対策を行い、あわせて不法投棄防止対策に取り組んでいます。

また、本町は希少野生動植物種*が多数生息・自生しており、これらを守るために、自然のままの姿を多くとどめられるような取り組みが必要となっています。

<河川環境>

日本の川の名風景が残された日本最後の清流と言われる四万十川の水質を保全するため、合併処理浄化槽の推進、浅水代かき*の推進、止水板*の配付等による濁水防止の啓発活動、四万十川一斉清掃による美化活動など河川環境の保全に努めています。

特に、景観保全活動は認知度も徐々に向上しており意識も高くなってきています。

四万十川の濁水や水質悪化の原因と言われている、生活雑排水、公共工事等による濁水、農業濁水、畜産排水など、住民や事業者等に濁水を流出させない取り組みの啓発も必要となっています。

また、四万十川の本支流ではアユの火振り漁*や友掛け*が行われ、四万十川は観光客や釣り客等を対象とした重要な観光資源にも位置付けられています。

しかし近年、水量の減少や水質の悪化、瀬やふちの劣化、外来魚の影響など河川環境の変化により四万十川でのアユの漁獲高は減少し、それにともない釣り客の減少にもつながっています。

そのため、四万十川の資源調査を行い、原因究明と課題解決に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

【方 針】

- ◆ 地域への愛着心と誇りを持って自然景観の価値を伝えられる人、守り生かせる人を育て、自然を保全することにより清流四万十川にふさわしい自然景観のまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (H27)	目標値 (H33)
四万十川一斉清掃参加者数	2,631 人	2,800 人
合併処理浄化槽人口普及率	40.46%	50.00%

【施 策】

○自然環境・自然景観の保全

四万十川を中心とした河川、里地、里山等の自然景観を後世に引き継ぐため、関係機関との連携により、流域における計画的な森林施業や農業排水対策等による適切な自然環境の保全に努めます。また、河川の水質汚濁を未然に防止するため、水質調査や監視体制の充実を図ります。

○生物多様性*の保全

四万十川流域の希少な動植物の状況を把握し、必要な対策や情報の発信による啓発を行うなど、生物多様性の保全保護に取り組みます。

○環境教育・環境学習の充実

身近な自然と触れ合うことによって自然環境への理解が深まるよう、環境学習の充実を図り、川や地域への愛着と誇りを育み高めます。また、環境問題に取り組む団体等の情報共有を図り、自主的な環境保全活動を促進します。

○環境美化活動の推進

地域住民や環境保全の各種団体等の協力のもと、地域が一体となった海・川・水路など水辺の清掃や除草などの環境美化活動を普及啓発し、清潔で快適なまちづくりを進めます。

○生活排水の適正処理

生活排水による河川環境への負荷軽減のため、公共下水道、農業集落排水施設の接続率の向上を図り、施設の適正管理を行うとともに、合併処理浄化槽の普及啓発を推進します。

○不法投棄の防止

不法投棄の現状把握に努め、不法投棄防止に対する啓発や巡回監視体制を充実するなど、不法投棄対策に取り組みます。

【主な個別計画】

➤ 四万十町環境基本計画



四万十川（小野）

施策目標(17) 低炭素・循環型社会の推進

【現況・課題】

＜再生可能エネルギー＞

地球温暖化対策事業の実施により、太陽光発電機等のハード面は順調に推進し、一定のCO₂削減目標を達成しています。

小水力発電の利活用については、有力な候補地が見つかっていない状況です。

木質バイオマス*の利用促進については、町内の次世代施設園芸団地や既存施設への木質燃料の供給を目指し、間伐にともなう林地残材*や低質材等の未利用材を活用する施設整備を行い、地域資源循環モデルの構築を目指しています。

本町の豊かな自然環境を保全するため、自然を活用した再生可能エネルギーの利活用、地産地消のまちづくりのさらなる推進が求められています。

＜自然循環型生活＞

エコライフ（自然循環型生活）活動*の推進は、地区、団体、家庭の新たな加入がなく取り組みが進んでいない状況です。

また、ごみの減量化、資源ごみのリサイクル率は低く、更なる啓発が必要です。

本町では、自然循環型生活を推進するため、小中高生を対象に環境学習を普及していますが、今後は子どもたちだけでなく、事業所等や大人を対象にした普及啓発も必要となっています。

そのため、環境に対する意識を高め、町民と行政が一体となつてごみの減量化や再資源化を進め、環境にやさしいまちづくりを推進していくことが求められています。

【方 針】

- ◆ 町民一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、町民と行政が一体となつて再生可能エネルギーの活用や環境保全活動に取り組むことにより、環境にやさしいまちを目指します。

【指 標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
ごみの総排出量	6,007 t	4,921 t
町民 1 人 1 日当たりのごみの排出量	915 g	806 g
リサイクル率（総資源化量÷ごみの総排出量）	11.8%	25.6%

【施 策】

○地球温暖化防止の推進

町全域から排出する温室効果ガスの排出量を把握するとともに、温室効果ガスの排出抑制に向けて、様々な場面での環境学習等を通じて、誰もがすぐに実践できる取り組みについて広く周知・啓発を図り、それを実践・継続できる環境を整えます。

○木質バイオマス利用の推進

再生可能エネルギーの普及を目指し、町の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの有効活用を図るため、木質資源加工製造施設での買取りと加工販売を促進し、木質燃料使用施設等への供給体制の構築を目指します。

○再生可能エネルギーの地産地消の推進

太陽光発電や木質バイオマス等の町内で算出される再生可能エネルギーを増やしながら、地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源で賄う地産地消を目指し、循環型のエネルギー供給システムを構築するまちづくりに取り組みます。

○ごみの減量化・資源循環の推進

廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）という3R（スリーアール）の取り組みを普及啓発するため、町の広報誌やホームページ等での積極的な情報提供に努め、必要に応じて研修会を開催するなど、町民・事業者との協働による、ごみの減量化・資源化への意識の高揚を図ります。

○処理施設の適正管理

廃棄物処理施設である焼却施設、リサイクルプラザ、浸出水処理施設*、埋立貯留施設*、汚泥再生処理施設*は適正な維持管理に努めます。

【主な個別計画】

- 四万十町環境基本計画
- 四万十町一般廃棄物処理基本計画
- 四万十町地球温暖化対策実行計画



クリーンセンター銀河



木質バイオマス燃料加工製造施設

政策目標 8. 安全で快適な暮らしができるまち

施策目標(18) まち・くらしの基盤整備の推進

【現況・課題】

<道路・交通基盤>

国道は 3 路線、延長は 89.4Km でほぼ改良済ですが、未改良路線である 439 号の改良率は 25.4%です。県道は主要県道 5 路線、延長は 45.4Km、改良率は 71.7%、一般県道 11 路線、延長は 96.9Km、改良率は 40.4%となっています。

町道は 904 路線、延長は 633.6km ですが、改良済延長は 246.0km (38.8%) と低くなっています。

また、橋りょうは 618 橋ありますが、老朽化による対策が必要です。

本町では、生活交通体系を確立するため、既存バス路線の再編等を実施してきましたが、人口減少や集落の点在により、輸送サービスの非効率化が顕著となっています。

人口減少社会の到来や地球環境問題などへの対応を図るため、全国的に公共交通の維持・再生に向けた取り組みを強化するニーズが高まっていますが、自宅からバス停までも移動できない高齢者が増加しており、再編に向けたきめ細かな対応が求められています。

<情報・通信網>

本町では、緊急時の情報提供手段として、ケーブルネットワークと音声告知設備を整備しています。

また、ケーブルテレビやインターネット、携帯電話エリアメール等の活用を図るとともに、消防署や消防団の円滑な連携のため、消防デジタル無線を整備しています。

携帯電話の不感地域を解消し情報格差を是正することにより、災害時や緊急時の無線通信による連絡手段を確保するとともに、安全・安心な I C T（情報通信技術）の推進が求められています。

<住環境>

本町では、これまで誰もが安全・安心な快適で住みよい環境を整備するため、ニーズに合った住宅の建設や公営住宅の耐震化及び長寿命化を推進するとともに、若者の定住促進に向けて各種助成制度の積極的な創設を行ってきました。

しかし、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備えて、住宅の耐震化や空き家の増加が大きな課題となっています。

<公園>

公園や緑地は、住民の憩いの場として機能していますが、遊具等の公園施設の老朽化対策が課題であり、また、ライフスタイルの多様化等により公園に求められる機能も変化しています。

<上下水道>

本町では、安全で安定した水を供給するため、未普及解消事業、耐震対策・老朽化対策の建設改良事業を推進しています。

一方、水道事業の経営面では、上水道事業と簡易水道事業を経営統合することが決定し、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営戦略の策定や人材育成、経営健全化に向けた取り組みが課題となっています。

【方針】

- ◆ より多くの町民にとって、利用しやすい生活基盤、便利な公共交通の実現、安心して住むことができる住環境や公園、上下水道等の生活基盤を、効率的かつ効果的に整備することにより、快適に住み続けられるまちを目指します。
- ◆ 情報伝達環境を整備し、適切な維持管理に努めることにより利便性と安全性が高い情報を提供するまちを目指します。

【指標】

項目	現況値（H27）	目標値（H33）
町道の改良済延長	246 k m	252 k m
ケーブルテレビ加入率	86.0%	92.0%
携帯電話不感地域の世帯数	60 世帯	0 世帯
耐震基準を満たしていない町営住宅数	186 戸	161 戸
水道有収率*	75.97%	82.00%
水道の未普及世帯数	80 世帯	40 世帯



町道榊山線



天ノ川橋

【施 策】

○道路整備の推進

地域間交流促進のため幹線道路の整備を計画的に進め、生活拠点をつなぐネットワークの構築に努めるとともに、生活道路の整備を図り、安全・安心な道路空間の確保に努めます。また、国・県道については、未改良区間と危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。

○橋りょう等道路構造物の予防保全対策

定期点検結果の健全性判定により、路線の交通量や重要度に基づく計画的な補修を実施し予防保全に努めます。

○総合的な公共交通網の確立

他の公共交通事情や利用状況に応じた路線バス網に再編し、公共交通サービスが届き難い地域においては、交通弱者の生活に必要なコミュニティバスを運行するとともに、タクシー等とも連携した総合的な公共交通網の整備に努めます。また、既存の輸送サービスが確保できない場合には、自家用有償旅客運送制度*を活用した住民サービスの導入について検討します。

○情報通信網の整備

観光振興や防災対策の強化のため、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を進めるとともに、携帯電話不感地域の解消等、地域間の情報格差の是正に取り組みます。また、町内全域に整備しているケーブルシステムや音声告知設備の適正な維持管理に努めます。

○住民ニーズに合った住宅施策の推進

誰もが安心して快適に住み続けることができるよう、住生活基本計画に基づき、多様な生活スタイルに合わせた住宅施策を推進します。

○建築物の安全性の確保

建築基準法に基づく完了検査及び維持管理の必要性を建築主に周知するとともに、建築物の巡回等を通じて、建築物の防火や構造の安全性確保に努め、危険建築物の防止に努めます。また、住宅の耐震診断、耐震改修に対する支援制度により、住宅の耐震化を推進します。

○町営住宅の供給

老朽化等で耐震基準を満たしていない町営住宅の計画的な建替えを行い、特に高齢者に配慮した適切な居住水準を備えた町営住宅の供給を推進します。また、長寿命化を考慮し外壁の塗替え及び老朽化した設備の改修に努めます。

○公園等の適正管理

公園施設の機能保全と利用者の安全を確保するため、計画的な更新や補修に努めます。また、施設や設備のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、利用者ニーズを踏まえた人にやさしい施設緑地の整備を図ります。

○地籍調査の推進

土地の適正かつ有効な利用を図るため、民間活力の導入など調査体制の充実を進めながら地籍調査を計画的に推進し、早期完了に努めます。

○水道水の安定供給

水源施設、浄水施設及び配水施設の計画的かつ効率的な維持管理に努め、安全で安定した水道水の供給を図ります。

○水道事業経営の健全化

経営基盤の強化と給水サービス向上のため、施設の維持管理業務等の民間委託を進めるとともに、水道事業の統合や計画的な維持管理費の軽減等により水道事業経営の健全化に努めます。

【主な個別計画】

- 四万十町住生活基本計画
- 四万十町生活交通再編基本方針・行動計画
- 四万十町公営住宅等長寿命化計画
- 四万十町橋梁長寿命化修繕計画

コミュニティバス



町営住宅



浄水池・配水池



ケーブルテレビ

施策目標(19) 安全・安心の確保

【現況・課題】

＜防災・防火対策＞

本町は県下でも降雨量が多い地域であり、河川の氾濫やがけ崩れ等の災害も発生しています。

また、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、地震や津波、火災等の災害の複合化に対応する施設整備の充実を図っています。

本町では、防災教育や自助対策などの災害予防や自主防災組織の体制の強化・充実に取り組んでいますが、今までに経験したことのない大規模災害に備えたハード・ソフト両面の整備が急務であり、豪雨・地震対策等、様々な災害に対応できる防災体制の強化・充実、防災施設の整備等を図っていく必要があります。

＜災害時の医療体制＞

本町では、南海トラフ地震等に備え、四万十町地域防災計画に基づいた災害時の医療体制について、関係機関の協力のもと検討を進めています。

今後は、医療救護所での活動及び医療機関の協力による医療救護体制づくりや医療薬品等の備蓄など必要物資の確保、災害時の広域連携・相互支援体制の整備・拡充が必要です。

＜交通安全・防犯対策＞

住民生活の安全・安心に資するため、交通安全・防犯対策など、地域の実情にあった取り組みを実施していますが、今後も地域住民が安心して暮らせる地域社会の形成に取り組む必要があります。

【方針】

- ◆ 地震・津波対策や消防対策、自主防災組織の育成を総合的に進めることにより、住民の生命と財産が守られるまちを目指します。
- ◆ 四万十町地域防災計画に基づいた災害時の医療救護体制の整備を進めることにより、いざという時にも必要な医療が受けられるまちを目指します。
- ◆ 地域ぐるみの交通安全・防犯対策を進めることにより、事故や犯罪の発生しない安全・安心なまちを目指します。

【指標】

項目	現況値 (H27)	目標値 (H33)
個人木造住宅の耐震化率	37.2%	41.9%
定期的に防災訓練を実施している自主防災組織の割合	77.0%	100%

【施 策】

○防災行政の推進

防災行政の基礎となる地域防災計画の点検、見直しを随時行い、総合的な防災行政の推進に努めます。

また、自治会や自主防災組織等に対する広報や防災訓練の実施により、防災知識の向上や意識の啓発を進め、自主防災組織を中心に地域全体で災害対応を行えるよう体制整備に努めます。

○地震・津波対策の強化

南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるため、津波避難施設整備の早期完了を図るとともに、応急期に必要な各種機能や災害対策本部機能の強化を行います。また、個人住宅やブロック塀の耐震化、老朽住宅の除却等を積極的に行い、災害発生時に緊急輸送道路や避難経路の機能を損なわないよう努めるとともに、避難所の耐震化や運営マニュアルの作成等、住民自らが行う自助・共助対策を総合的に推進していきます。

○治山・治水事業の推進

豪雨等による土砂災害や水害に備え、危険個所の調査に基づく対策を推進します。特に中心市街地の浸水被害対策については、関係機関と連携して計画的に取り組みます。

○災害時の支援策・広域連携体制の整備

災害発生時の対応を円滑に行うため、応急期の機能配置計画に基づく機能の配置と整備を行うとともに、防災倉庫や各避難所等への備蓄物資・資機材等の整備を行います。また、外部機関や事業者との応援協定の締結など、広域連携体制・相互応援体制の強化に努めます。

○消防・防災体制の充実

消火栓・防火水槽、消防ポンプ車両等、消防防災施設の計画的な整備を行い、消防体制・活動の充実・強化を図ります。

○救急援助体制の充実

町内外の医療機関と連携し、救急救助の拠点を整備するとともに、孤立地域に対応する緊急用ヘリポートの整備を推進するなど救急救助体制の充実を図ります。

○防犯・交通安全対策の強化

交通事故や犯罪の防止に関する意識の高揚を図るとともに、交通事故や犯罪を未然に防止するため、地域や関係機関とも協力・連携し、町民総ぐるみの運動として取り組みます。

【主な個別計画】

- 四万十町地域防災計画
- 四万十町交通安全計画



防災訓練

行財政運営の方針

～目指すまちの将来像の実現に向けて～

基本方針として掲げた目指すまちの将来像の実現に向けて、総合振興計画を着実に推進していくための行財政運営の方針を2つの視点からまとめ、各分野の施策の展開にあたっては、この方針を踏まえたまちづくりを推進します。

（１）協働によるまちづくりの推進

【現況・課題】

長期的な経済の低迷や人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢が変化する中、町民ニーズやライフスタイル、価値観などが多様化、複雑化しており、町民のみ、行政だけでは対応できない課題が生じています。

そのため、町民と行政が協力・連携していくことが求められており、町民、町職員ともに自治意識の醸成が必要となっています。

2011（平成23）年4月、町民主体の協働によるまちづくりを推進するために「四万十町まちづくり基本条例」が施行されました。

町内では、自治会やNPO法人、ボランティアなどによる町民活動が行われています。

これらの団体は、それぞれが抱える課題や目標のもとに活動していますが、さらに、その能力や経験を生かすための支援を行うとともに、団体間や町民と行政とが相互交流し、意見交換を行う場を創出するなど、協働のまちづくりのための環境整備が必要です。

本町では、町民と行政との情報共有を推進するため、広報誌やホームページ、情報公開制度や行政出前講座の実施などによる情報提供を行っています。

協働のまちづくりには、多様な主体との情報共有による信頼関係の構築が重要であるため、情報基盤を整備し、必要な情報を容易に活用できることが求められています。

広大な町域を有する本町では、多様な地域の個性を生かしたまちづくりを進めています。

地域主権が進展する中、今後もより広い分野において、画一的な行政運営ではなく、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められています。

そのためには、多くの町民の参画が不可欠であることから、町民が主体的にまちづくりへ参画できるよう、多様な参画方法を設け、開かれた行政運営に努める必要があります。

【方 針】

- ◆ 四万十町まちづくり基本条例に基づき、町民と行政が目的を共有し、お互いの責任のもと役割を分担しながら町民主体の協働によるまちづくりを推進します。

【施 策】

○自治意識の醸成

まちづくり基本条例に定める基本理念を啓発し、町民全体の自治意識の醸成に努めるとともに、自治に向き合う質の高い町職員を育成します。

○協働の推進体制の充実

町民活動団体等との支援事業の共催や、委託、指定管理者制度*など、多様な形態での連携を図り、団体等の自主的活動を支援するとともに、団体間の連携強化を促進します。

○情報共有の推進

まちづくりに関する情報基盤を整備し、その情報を町民と行政との共有の財産として適切に公開するとともに、その内容等が町民の視点で分かりやすいものとなるように努めます。

○広報活動の充実

広報誌やホームページをはじめ、ケーブルテレビなど多様な情報媒体による情報発信に努めるとともに、町民が情報にアクセスしやすい環境を整備します。

○広聴活動の充実

意見公募手続きの適切な実施に努めるとともに、各種懇談会等の開催による広聴活動を充実し、町民の声を町政に反映します。

○町民参画機会の拡充

町政運営における政策形成や事業の実施及び評価等の各段階において、町民参画機会の拡充に努めます。

○集落担当職員制度の充実

地域との信頼関係を深め、集落担当職員制度を更に充実するとともに、地域の課題をより身近なものとして捉え対応することのできる職員を育成し、地域と行政によるまちづくりを推進します。

【主な個別計画】

➤ なし



（２）経営的な視点に立った行財政運営

【現況・課題】

依然として続く地方経済の低迷や人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢の変化等により、町税をはじめとするあらゆる歳入の減収が見込まれています。

特に、本町の歳入の大部分を占める普通交付税では、算定対象人口の減少にともなう交付額の減収に加え、合併算定替（合併による特例的な加算）が段階的に縮減し、2020（平成32）年度をもって終了するなど厳しい状況となっています。

一方、2015（平成27）年から制度が拡充された「ふるさと納税制度」による本町への寄附金は増加しており、今後も返礼品の魅力向上と情報発信の強化とともに、新たな財源となる寄附金の活用方法なども検討していくことが必要です。

歳出においては、医療や介護をはじめとする社会保障関連経費が年々増大するとともに、今後は公共施設やインフラ資産の老朽化にともなう更新や、維持補修費の増大等も見込まれており、弾力的な財政運営が困難となる財政の硬直化が懸念されます。

行財政運営については、これまでも「四万十町行財政改革大綱」に基づき、事務事業の効率化と経営基盤の強化に取り組んできましたが、厳しい財政状況の中、より一層の行政運営の効率化に努める必要があります。

そのため、PDCAサイクル*を活用した継続的な改善を進め、事務事業の効率化や民間活力の積極的な活用等による効率的な行政運営体制を構築するとともに、新地方公会計制度*の活用等により財政の健全化を推進する必要があります。

公共施設の管理については、「四万十町公共施設等総合管理計画*」に基づき、計画的な施設等の更新や統廃合、長寿命化などに取り組み最適な配置を行うことで、財政負担の軽減・平準化を図り、効率的な資産管理を行っていくことが必要です。

行政の組織力の強化については、町民サービスを充実させていくための組織体制や人材育成を推進するとともに、組織としての課題対応能力や業務遂行能力の向上が必要です。

町職員の人材育成については、「職員人材育成基本方針」に基づき、町民満足度を高めるため、住民感覚、経営感覚、チャレンジ精神、豊かな人間性を有する職員の育成に努めてきました。

しかし、今後も様々な課題に的確に対応していくためには、能力や業績に基づく人事評価制度の活用や、職員個々の能力に応じた研修体制の整備、活力を生み出す職場づくりの推進等により職員一人ひとりの資質と能力を高め、組織的な行政運営に取り組まなければなりません。

【方針】

- ◆ 人材、財源、資産等の限られた経営資源を、町民生活や町の将来のために必要な施策に適切に配分し、町民サービスの向上を図るとともに、健全で持続可能な行財政運営を推進します。



四万十町庁舎

【施 策】

○行財政改革の推進

これまで、四万十町行財政改革大綱に基づき実施してきた行財政改革の取り組みについては、総合振興計画の行財政運営の方針に掲げる施策に包含し、一体的に管理・推進することにより、効率的かつ効果的な自治体経営に取り組みます。

○行政運営体制の強化

限られた人材・財源を有効に活用し、質の高い行政サービスを提供するため、PDCAサイクルに基づく改善等に取り組み、より効率的で効果的な行政運営体制を構築します。

○民間活力の活用

指定管理者制度、アウトソーシング*等の民間活力の活用を推進します。また、導入済の施設についても、引き続き町民ニーズを反映したサービスの向上や効率的・効果的な運営に努めます。

○持続可能な財政基盤の確立

将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、町税をはじめとした自主財源の確保に努めるとともに、既存事業の見直しなどによる歳出の圧縮に努め、健全で持続可能な財政基盤を確立します。

○新地方公会計制度の活用

固定資産台帳と複式簿記を基に作成する新地方公会計制度の財務書類を活用し、より正確で分かりやすい財政状況等の情報公開に努めるとともに、事業別や施設別のコスト分析等を行い、予算査定や行政評価の資料としての活用を検討します。

○公共施設マネジメント*の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、町民の利便性の維持・向上を図りながら施設の長寿命化や再編に取り組み、将来を見据えた施設の適正配置を推進します。

○職員の人材育成

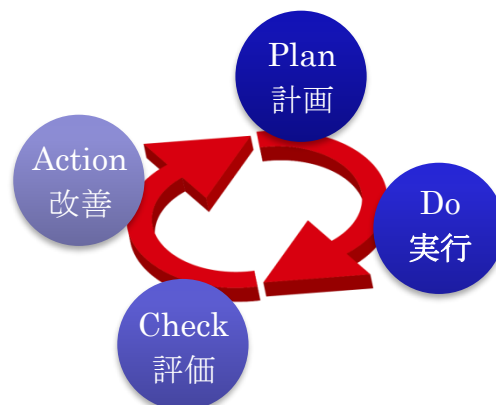
職員人材育成基本方針に基づき、活力を生み出す職場環境づくりや職員個々の能力に応じた研修体制の構築に取り組むとともに、人事評価制度の実施と活用を推進します。

○広域連携の推進

観光産業の振興や電算システムの整備など、本町が単独で実施するよりも事業効果やコストの削減を見込むことができる分野については、近隣市町をはじめとする他の自治体との広域的な連携を推進します。

【主な個別計画】

- 四万十町中期財政計画
- 四万十町公共施設等総合管理計画
- 職員人材育成基本方針
- 四万十町定員適正化計画



参考資料

壺斗俵沈下橋



1. 四万十町総合振興計画審議会条例

平成18年7月3日条例第209号
最終改正：平成27年6月18日条例第31号

四万十町総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四万十町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、四万十町総合振興計画の策定及び実施に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申し、又は建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年6月24日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月18日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 四万十町総合振興計画審議会委員名簿

氏 名		所 属 等		備 考
くにひろ 国 廣	じゅんいち 純 一	四万十農業協同組合	産業団体	常務理事
たけまさ 武 政	じゅんや 純 也	四万十町森林組合	産業団体	企画・営業部副部長
たけまさ 武 政	な お と 直 人	四万十町商工会	産業団体	青年部長
ゆきむね 行 宗	しょういち 昭 一	高知県産業振興推進部	行政機関	地域産業振興監 （高幡地域担当）
たにわき 谷 脇	けんじ 健 司	四万十町教育委員会	行政機関	審議会会長 教育委員長
おおた 太 田	しょういち 祥 一	四万十町農業委員会	行政機関	窪川農業振興部会長
おかむら 岡 村	けんじ 健 志	高知大学地域連携推進センター	学識経験者	KICS サテライトオフィス 地域コーディネーター
さかやま 坂 山	えいじ 英 治	四万十町小中学校校長会	教育機関	窪川小学校長
お が 遠 賀	まさのり 正 典	高知銀行窪川支店	金融機関	支店長（前任者）
かどます 門 外	としや 俊 也	高知銀行窪川支店	金融機関	支店長
おかの 岡 野	しんじ 伸 治	公益財団法人四万十公社	メディア	メディア技術課長
お ぎ 尾 崎	ひろあき 弘 明	しまんと町社会福祉協議会	公共的団体	福祉活動専門員
かわむら 川 村	えいこ 英 子	四万十町区長会	公共的団体	審議会副会長 区長連絡会長
やまさき 山 崎	けんせい 健 正		公募委員	窪川地域
はなやま 花 山	ひ さ し 久 志		公募委員	窪川地域
きたはた 北 畑	よう こ 洋 子		公募委員	窪川地域
やまもと 山 本	せいじ 誠 二		公募委員	窪川地域
あ き た 秋 田	きみゆき 公 幸		公募委員	大正地域
さかい 酒 井	かずし 和 志		公募委員	十和地域
まつした 松 下	ようへい 洋 平		公募委員	十和地域

3. 第2次四万十町総合振興計画の策定経緯

平成 27 年 6 月	第2次四万十町総合振興計画策定方針の決定 四万十町総合振興計画審議会条例の改正（18日） 四万十町総合振興計画審議会委員の一般公募（1～30日） 住民意識調査（26日～7月10日）
7 月	第1回総合振興計画推進本部会（6日） 各種団体ヒアリング（14・15日） 第1回総合振興計画審議会（21日）
8 月	第2回総合振興計画審議会（31日）
9 月	第2回総合振興計画推進本部会（7日） 第3回総合振興計画推進本部会（28日）
10 月	第3回総合振興計画審議会（3日）
11 月	まちづくりワークショップ①（23日） 四万十町人口ビジョンの公表（24日） 現行基本計画の施策調書とりまとめ（27日～12月10日）
平成 28 年 2 月	まちづくりワークショップ②（24日）
3 月	まちづくりワークショップ③（4日） 第4回総合振興計画推進本部会（22日）／基本構想・基本計画原案の協議 第4回総合振興計画審議会（25日）
6 月	第5回総合振興計画推進本部会（6日） 基本構想・基本計画原案の諮問に向けた最終調整（6～30日）
7 月	第6回総合振興計画推進本部会（4日） 第5回総合振興計画審議会（11日）／基本構想・基本計画原案の諮問 第6回総合振興計画審議会（27日）
8 月	第7回総合振興計画審議会（24日）
9 月	第8回総合振興計画審議会（12日）
10 月	第9回総合振興計画審議会（6日） 意見公募手続の実施（10～31日）
11 月	第10回総合振興計画審議会（3日）／答申案の協議 第7回総合振興計画推進本部会（7日）／基本構想・基本計画の庁内決定 基本構想・基本計画原案に対する答申（8日）
12 月	基本構想・基本計画を町議会 12 月定例会へ議案上程（7日） 町議会全員協議会／中期財政計画・総合振興計画勉強会（9日） 基本構想・基本計画の議決（16日）

4. 答申書

平成 28 年 11 月 8 日

四万十町長 中尾 博憲 様

四万十町総合振興計画審議会
会長 谷脇 健司

第 2 次四万十町総合振興計画について（答申）

平成 28 年 7 月 11 日付け第 80 号で諮問のあった「第 2 次四万十町総合振興計画基本構想(案)・基本計画(案)」について、当審議会において慎重に審議を進めてきた結果、妥当であると判断し、下記のとおり答申します。

本総合振興計画は、まちの将来像として示す「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」の実現に向けて、今後の四万十町のまちづくりの方向性、諸施策を明らかにしたものであり、本総合振興計画の推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮することを要望いたします。

記

1 町民への計画の周知・共有

町民や地域活動団体等の参画を得ながら協働による計画の推進ができるよう、町民への計画の趣旨及び内容のわかりやすい周知・共有を推進されたい。

2 協働のまちづくりの推進

まちづくりの新たな担い手の育成や活動支援等を推進し、だれもが地域で安心して住み続けられるよう、町民と行政とのより良い協働のまちづくりを推進されたい。

3 地方創生の推進

本町における主要課題の解決に向けて、本総合振興計画とともに今後重点的に取り組む四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に取り組むことにより、「まち・ひと・しごと」の好循環を創出し、更なる活性化を推進されたい。

4 進行管理の強化と行政評価による着実な計画の推進

本総合振興計画の進行管理にあたっては、庁内の関係各課の連携を強化するとともに、PDCA（「計画」「実施」「評価」「改善」）サイクルによる計画の進捗管理と推進体制を構築されたい。

5. 用語解説

【英字】

○ALT（外国語指導助手）（P43）

Assistant Language Teacher(外国語指導助手)の略。小中高校などの外国語の授業で日本人教師を補佐する人。

○CIR（国際交流員）（P43）

Coordinator for International Relations (国際交流員)の略。外国の姉妹都市(友好都市)交流事業を始めとする国際交流事業を通じ、市民の異文化に対する関心を高めるとともに、各小中学校の児童生徒の国際理解教育のために、外国の人々とのコミュニケーションや国際感覚を養うための学校訪問やイベントなどでの通訳業務を行う人。

○ICT 教育機器（P42）

教育の質の向上を目指し、学習目標を効果的に達成するための手段として使用する、デジタルテレビや教員用コンピューター、インターネット環境下での学生用タブレット端末などの機器の総称。ICT は Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。

○NPO（P47）

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

○PDCA サイクル（P72）

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する方法。

○UI ターン（P32）

Uターンは、地方から都市へ移住した人が生まれ故郷に戻り住むこと、Iターンは、もともと都市に住んでいた人が、地方に移住することをさす。UIターンはそれらの総称。

【ア】

○アウトソーシング（P73）

アウト（外部）とソーシング（資源化）からなっており、「外部に資源を求める」という意味で「業務の外部委託」とも言われている。

自治体においては、公益を多様な主体で担っていく観点から民営化も含めている。

○アユの友掛け（P60）

釣ろうとしている野アユの縄張り内に、釣り人が用意したオトリのアユに掛針をつけた状態で進入させ、それに対して野アユが追い払おうとして体当たりしてきたところを引っ掛ける技法。

○アユの火振り漁（P60）

夜、川面で松明(たいまつ)を振りながら網に鮎を追いつめる漁法。

○1.5 次加工（P31）

農林水産品のように自然から生成された1次産品を加工して付加価値を付けること。1次産業と2次産業の融合により新産業を生み出すという意味合いがあり、1.5次産業化することでもある。

○稲WCS（稲発酵粗飼料）（P26）

稲発酵粗飼料(=稲WCS/ホールクロップサイレージ)とは、稲の子実が完熟する前に穂部(粃)と茎葉部を同時に収穫し、ロール状にフィルムで包み込み発酵(サイレージ化)させたもので、牛の飼料となる。

稲WCSの生産は水田転作の中核の一つに位置付けられ、水稻農家と畜産農家との耕畜連携及び食料自給率向上を図る手段として推進されている。

○埋立貯留施設（P63）

可燃ごみを焼却処理した後の焼却残渣や破碎不燃物などを埋立処分する施設。

○エコライフ(自然循環型生活)活動(P62)

日常生活が自然や環境に影響を及ぼしているということを認識し、少しずつでもできることから、環境にやさしい生活を実施していく活動。

○汚泥再生処理施設（P63）

従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、新しく家庭生ごみ、事業系食品廃棄物、ペット糞尿などを受け入れ、堆肥化・メタン醗酵などの方法によって、有機性廃棄物が保有する化学エネルギーを有効利用しようとする施設。

○温室効果ガス（P12）

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガス。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタンなど6種類の物質が規定されている。

【カ】

○介護予防サポーター（P54）

自ら介護予防に取り組んでいるとともに、地域での運動指導等の介護予防活動に取り組んでいただける人で、介護予防サポーターとして会員登録している。

○海面漁業（P7）

海面において営む漁業。内水面漁業に対する語。浅海養殖業を除いている場合が多い。

○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)（P43）

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

○キャリア教育（P45）

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○環境保全型農業（P26）

土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷を軽減し、自然生態系本来の力を利用して作物を作る農業。

農業の持つ物質循環機能を生かした環境と調和した持続可能な農業。

○間伐（P28）

山林の手入れ法の一つ。茂り込みすぎた森林を適正な密度にし、採光をよくし健全な森林に導くために適当な間隔で木を切ってまばらにすること。また、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業。

○希少野生動植物種（P60）

国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種で、その保護を図るため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて指定された種。

○行政コスト（P9）

国・地方公共団体・特殊法人などの行政機関が行政サービスを提供するために必要な費用。

○ケアマネジャー（P54）

介護支援専門員のことで、介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者。

要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等の取りまとめを行う。

○ケアマネジメント（P55）

介護サービスを利用する人の要介護状態や生活状況を把握したうえで、その人が望む生活を送れるよう、様々な介護サービスを組み合わせさせてケアプランを作成し、そのプランに従ってサービスが提供できるよう事業者との調整を行い、実際にサービスが提供された結果を確認するという一連の業務。

○公共施設等総合管理計画（P72）

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、人口減少等による施設利用需要の変化や厳しい財政状況の中、長期的な視点をもって、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現し総合的かつ計画的に管理するために地方公共団体が策定する計画。

○公共施設マネジメント（P73）

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全ての公共施設を、自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する仕組み。

○合計特殊出生率（P20）

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、1 人の女性がその年齢別出生率で生涯に産むとした時の子どもの数を表す。

合計特殊出生率がおよそ 2.07 のとき、人口は増加も減少もしない状態(人口置換水準)を意味する。

○耕作放棄地（P12）

農作物が 1 年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園。

○高性能林業機械（P29）

従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。

○資源循環型農業（P26）

家畜のフンを堆肥に加工し、堆肥で野菜や穀物を育て、野菜屑や穀物を再び家畜の飼料にするなど、有機資源の「循環型システム」を作り、農業全体を関連付けて好循環を作り出すこと。

○高度環境制御技術（P27）

施設園芸において複数の機器を使い、総合的にモニタリング・予測制御し、植物の生育に最適な環境を作り出すための栽培技術で、オランダを中心に普及している。

外気温度、ハウス内温度、湿度、日射、CO₂、風向、風速、降雨、培地温などを測定し、それぞれ最適な状態にするために暖房機や保温カーテン、換気や遮光を複合的に自動制御する技術。

【サ】

○再生可能エネルギー（P12）

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマス等）、大規模水力及び波力・海洋温度差熱等のエネルギーをさす。

温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重要視されている。

○刺網漁業（P7）

魚類などの水生動物を捕獲するための漁網の一種。刺し網は、目標とする魚種が遊泳・通過する場所を遮断するように網を張り、その網目に魚の頭部を入り込ませる（これを網目に刺すという）ことによって漁獲するための漁具。

○自家用有償旅客運送制度（P66）

過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によって提供されない場合に、その代替手段として、国土交通大臣又は事務・権限の移譲を受けた地方公共団体の長から登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

○自主財源（P9）

地方公共団体の財源のうち、中央政府に依存しないで独自に調達できる財源。地方税のほか、手数料・使用料・寄附金など。

○自主防災組織（P10）

自主的な防災活動を実施することを目的に、学区、町内会、自治会など近隣地域住民を単位として「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

○止水板（P60）

田植え時の代かき等により、河川に流出する濁水を抑制するための板。

○次世代施設園芸団地（P26）

先端技術と強固な販売力を融合させ、木質バイオマス等の地域資源を活用したエネルギーを活用するとともに、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICTを活用した高度な環境制御を行うことにより、低コストな周年・計画生産を実現した園芸施設団地。農林水産省の農業強化策の一つ。

○指定管理者制度（P71）

2003（平成 15）年 9 月の地方自治法の改正により、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。

○シティプロモーション（P37）

自治体において観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域の魅力やイメージを高め、知名度を向上させる活動。

○自伐林業者（P28）

山林所有の有無、あるいは所有規模にこだわらず、森林の経営や管理、施業を自らがを行い、持続的に収入を得ていく自立・自営型の林業を行う人。

○四万十式作業路（P28）

元四万十町職員の田邊由喜男氏が考案した作業道で、設置現場に生える植物の根や葉を含む表土と、表土の下にある土とを交互に積み重ねて強度を保つのが特徴。重機で踏み固めることで表土にある植物の繊維質と土が絡み合っただけで崩れにくくなり、路肩は木の根株も埋め込み強化する。道幅は軽トラックが通れる2～3メートル程度。材料をすべて現地調達するため、環境に優しく、設置コストが格段に安いのが利点である。

林内に高密度に路網を整備し、高性能林業機械を用いた作業システムを低コストで実現した「低コストで壊れない路網」を可能にした道路。

○四万十町子ども支援ネットワーク（P41）

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されるもので、児童福祉法に規定する「要保護児童対策地域協議会」で、要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの。

○社会保障費（P9）

医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から国民に給付される金銭・サービスの年間合計額。

社会保障給付費内訳は年金費用 50%、医療費用 30%、介護費用 20%という割合で、社会保障費が増大の一途で、急激な少子高齢化を背景に、保険料収入との差が開く一方で、社会保障費の財源の確保が課題となっている。

○周産期医療体制（P41）

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があり、周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療の体制が必要であることから、「周産期医療体制」と言われている。

○集落営農組織（P26）

集落など一定地域内で、農家が農業生産工程の全部または一部を共同で行う組織。共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。

○集落活動センター（P46）

地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所等を拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、産業、生活、福祉、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組み。

地域資源を活用した加工品づくり・販売や交流事業、自然環境・景観保護、伝統文化継承、地域支え合い活動など、幅広い活動を地域で取り組むことにより、地域で安心して暮らせる仕組みづくりや集落づくりを図っている。

○集落支援員（P47）

地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員とも連携しながら、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う人。

集落点検の実施、住民と住民・住民と市町村との間での話し合いを促進するなど、市町村職員や集落住民とともに、集落対策を推進する。

○障害者優先調達推進法（P57）

障がい者の経済的な自立を促すため、2013（平成 25）年 4 月に施行された法律。国や自治体に対し、障がい者就労施設などへ優先的、積極的に、物品や業務を発注する努力を求めている。

行政側は毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならない。

○浸出水処理施設（P63）

廃棄物の最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域へ放流するための施設のことで、廃棄物処理法に定める管理型最終処分場に、市町村や組合などが設置、管理する。

○新地方公会計制度（P72）

「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するもの。

○水源のかん養（P28）

森林が持つさまざまな機能の一つで、雨水等の降水が一気に河川に流出して急激に増水することを抑制して災害を防止したり、降水を地中に貯えてゆっくりと時間をかけて流すことで流量を安定させたり、降水が森林土壌に浸透する間に水質を浄化する機能のこと。

○水道有収率（P65）

料金として収入のあった水量(有収水量)を給水した配水量(給水量)で除した比率。

有収率は水道事業の経営上の重要な指標となっている。

○生活支援サービス（P55）

在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う高齢者福祉サービスの一つ。

介護予防関係事業、配食サービス事業、外出支援事業、地域支え合いネットワーク事業、あったかふれあいセンター事業など、高齢者とその家族の生活を支援する。

○生活習慣病（P53）

食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称。

具体的には、脳卒中、高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前、成人病と呼ばれていたものも含まれる。

○生物多様性（P61）

生きものの豊かな個性とのつながり。地球上にはさまざまな環境に適応して進化した3,000万種ともいわれる多様な生きものがあり、これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接、間接的に支え合って生きている。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとされている。

○浅水代かき（P60）

入水量を減らして代かきをすること。肥料成分等を含んだ汚濁水の河川、池への流出を防ぐ技術であるが、その他にも水量の多い代かきに比べ、しっかり掻き込むことができ、ほ場の均平も取りやすく、確実に稲わらや残さがすき込まれ漂流物や雑草の再生が少なくなる等のメリットもある。

○総合型地域スポーツクラブ（P50）

日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、1995（平成 7）年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つ。

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいう。

【夕】

○宅老所（P54）

地域のボランティア団体により、高齢者等の閉じこもりや運動機能の低下の予防のため、概ね週1回程度、集会所や民家等を利用して運動、食事及び住民交流等、介護予防に資する内容の活動を行う介護予防拠点。

○地域おこし協力隊（P37）

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱し、隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事する。

○地域ケア会議（P55）

市区町村や地域包括支援センターが主催するもので、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

医療、介護等の多職種の協働により、地域支援ネットワークの構築や、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題に取り組んでいる。

○地域包括ケアシステム（P54）

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年をめどに整備を進めている。

○地域包括支援センター（P54）

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で各区市町村に設置される。各地域のセンターには、保健師（若しくは経験豊富な看護師）や社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートする役割を担う。

○地域密着型サービス事業所（P55）

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、2006（平成18）年4月の介護保険制度改正により創設された介護サービス体系。

市町村が事業者の指定や監督を行い、利用対象者はその地域に住む住民のみで、施設規模が小さいので、利用者ニーズを反映した、より細やかで質の良いサービスを市町村独自に提供できる。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護など10種類の事業がある。しかし一方で、市町村による独自の政策が進められるようになり、自治体間でサービス内容に差が生じている。

四万十町では、認知症対応型共同生活介護と地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスが提供されている。

○地球温暖化（P12）

人の活動にともなって発生する温室効果ガスが原因で起こる地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象。

○地産外商戦略（P27）

地域で生産された農産物や特産品を、生産者や関係団体と一緒にあって、県内外や海外で販売し、外貨を得ること、またはその活動のこと。

○地産地消（P27）

「地元生産－地元消費」の略称。地域で生産された農産物等を、その地域（地元）で消費すること。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

○地方創生（P11）

地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の一極集中を是正するとともに、将来にわたって活力のある社会を維持していくことを目的として、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生する取り組み。

○着地型観光（P36）

観光客の受け入れ先が、地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。主に都会にある出発地の旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながると期待されている。

○チャレンジショップ（P34）

空き店舗や公共施設などを活用し、新たなビジネスに挑戦する起業家に対して、一定期間、営業スペースを提供し、将来の独立開業に向けた支援を行う制度。

商店街等の空き家、空き地、空き店舗対策と連結させ、スペースの有効活用と新たに業を起こす活力でにぎわいを創出することが求められている。

○超高齢社会（P11）

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率という。世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。日本は1970（昭和45）年に高齢化社会になり、1994（平成6）年に高齢社会になった。

○中型まき網漁業（P7）

魚群を探索し、集魚灯を点灯して集魚し、帯状の網を素早く入れ、魚群の周りを大きな円を描いて網で取り囲み、網の下を絞りながら漁獲する漁業。

○特別支援教育（P43）

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

○独立行政法人（P7）

政府の事業のうち、大学、博物館、病院、研究機関など、独立して運営した方が効率的な部門を分離独立させた法人。

○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（P15）

警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

○特用林産物（P28）

林野から産出される木材以外の産物で、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。

○土地利用型作物（P26）

米、麦、大豆などに代表されるように栽培に関する作業のほとんどが農業機械で行える作物で、反当収入は低いが大規模経営できる形態のもの。

反対に、栽培に関する作業の大部分が機械化するのが困難なハウレンソウ等の葉もの類や、キュウリ・いちご等の果菜類などを労働集約型作物という。

【ナ】

○内水面漁業（P7）

河川・池・沼など淡水における漁業。また、淡水魚および淡水生物の養殖を内水面養殖業という。

○南海トラフ地震（P12）

フィリピン海プレートとアムールプレートとのプレート境界の沈み込み帯が震源域と考えられている地震で、中部日本、紀伊半島から四国沖につながる南海トラフと呼ばれる海溝に沿って、過去 100～150 年周期で発生する巨大地震。

○認定こども園（P40）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

小学校就学前の子どもに対する保育および幼児教育と、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。2006（平成 18）年 10 月に創設された。

○農業複合経営拠点（P27）

厳しい現状にある中山間地域の農業を維持し、競争力を高めていくためには、地域の核となる JA 出資型農業法人等の法人経営体が、農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業などの「支える事業」と、中山間地域に適した農産物の生産や 6 次産業化などの「稼ぐ農業」を複合的に経営し、地域全体で農業を支える仕組み。

○農商工観連携（P31）

農山漁村には、その地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんある。農商工観連携は、このような資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者、観光業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」、「情報」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取り組みを推進するもの。

○農地中間管理機構（P27）

都道府県ごとに置かれる「農地バンク」。高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。

○農林複合経営（P7）

樹木を植栽し、その間の土地で農作物を栽培すること。土地を有効活用し、森林の保護と作物栽培の両立を図る。

【ハ】

○バリアフリー（P54）

障がい者や高齢者などが社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。

○晩婚化（P40）

世間一般の平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向のこと。

○非婚化（P40）

結婚しない人が増加すること。

○分収造林（P28）

分収造林は、森林造成の一つの手法で、森林を造成し伐採した後に発生する収益を森林所有者、造林・保育を行う者、費用負担者の3者またはいずれか2者で契約を結び、分け合う森林を言う。林業経営は長期にわたるため、リスクを分散し安定化をはかることを目的として1958（昭和33）年に制度化された。

○放課後児童クラブ（P40）

児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【マ】

○まち・ひと・しごと創生総合戦略（P11）

まち・ひと・しごと創生法に基づき、長期ビジョンの実現に向け、「しごと」と「ひと」の好循環とそれを支える「まち」の活性化を基本に、2015（平成27）年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

○未婚化（P40）

結婚を希望しているにも関わらず、結婚できない状況にある未婚者が増え、性別・年齢階層別の未婚率（未婚者の割合）が上昇すること。

○民泊（P37）

ホテルや旅館などの宿泊施設の代わりに、一般家庭などが空き部屋などに有料で旅行者を宿泊させること。

訪日外国人客の増加により宿泊施設が不足する中で、インターネットを利用して部屋の貸し手と借り手を仲介する新たな民泊ビジネスが登場し、国などが民泊の実態調査や規制のあり方の検討を行っている。

○木質バイオマス（P62）

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことをいい、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やオガクズなどのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

【ヤ】

○ユニバーサルデザイン（P57）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害の有無、能力の如何を問わずに、すべての人に利用することができて使いやすいように初めから意図して作られた製品・情報・環境のデザインのこと。

○要介護認定調査（P55）

介護保険のサービスを利用するためには要介護区分（要支援1～2、要介護1～5）の要介護認定を受ける必要があり、市区町村に要介護認定を申請した際、原則として1～2週間以内に訪問調査員（介護認定調査員）が自宅などを訪ねて、要介護者の心身の状態についての聞き取り調査を行うこと。

【ラ】

○林地残材（P62）

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。

○6次産業化（P30）

農林水産業者がこれまでの原材料供給者としての生産（1次）だけではなく、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1～3次と掛け合わせることから「6次」という。消費者のニーズに応じた生産、供給が可能になり、農林水産業者の所得向上、農山漁村の雇用確保、地域の活性化につながると思われる。

○ローリング方式（P3）

毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれることを防ぐ手法。

総合振興計画では3年間の実施計画を毎年度ローリングしている。

【ワ】

○ワーク・ライフ・バランス（P14）

「仕事と生活の調和」と訳される。誰もが仕事と仕事以外（家庭生活、地域活動、自己啓発など）の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態をいう。

個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方で、この考えは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることを目指すもの。

企業にとっては、時間生産性の向上や人材の確保などにつながる側面がある。



第2次四万十町総合振興計画

発行：平成 29 年 3 月／高知県四万十町

編集：四万十町企画課 TEL：0880-22-3124

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号